

1. 議事日程（令和2年第1回北広島町議会定例会）

令和2年3月16日
午前10時開議
於 議 場

日程第1 一般質問

一般質問

《参考》

- | | |
|---------|--|
| 梅 尾 泰 文 | ①ごみ処理にどう取り組むか
②学校に送られている「放射線副読本」をどう捉えるか |
| 大 林 正 行 | ①高齢者が安全で安心して暮らせる町を
②きたひろネットの諸課題とこれからを問う |
| 服 部 泰 征 | 健康寿命を延ばすために |
| 山 形 しのぶ | 北広島町の不妊治療助成事業を問う |
| 湊 俊 文 | 地方創生の課題を問う |

2. 出席議員は次のとおりである。

- | | | |
|--------------|--------------|--------------|
| 1 番 濱 田 芳 晴 | 2 番 美 濃 孝 二 | 3 番 真 倉 和 之 |
| 4 番 湊 俊 文 | 5 番 敷 本 弘 美 | 6 番 森 脇 誠 悟 |
| 8 番 山 形 しのぶ | 9 番 亀 岡 純 一 | 10 番 梅 尾 泰 文 |
| 12 番 服 部 泰 征 | 13 番 伊 藤 淳 | 14 番 中 田 節 雄 |
| 15 番 大 林 正 行 | 16 番 宮 本 裕 之 | |

3. 欠席議員は次のとおりである。

- 11 番 室 坂 光 治

4. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

- | | | |
|----------------|------------------|----------------|
| 町 長 箕 野 博 司 | 副 町 長 中 原 健 | 教 育 長 池 田 庄 策 |
| 芸北支所長 清 見 宣 正 | 大朝支所長 竹 下 秀 樹 | 豊平支所長 益 田 智 幸 |
| 危機管理課長 野 上 正 宏 | 総務課長 畑 田 正 法 | 財政課長 植 田 優 香 |
| 企画課長 砂 田 寿 紀 | 税務課長 矢 部 芳 彦 | 福祉課長 細 川 敏 樹 |
| 保健課長 福 田 さ ち え | 農林課長 落 合 幸 治 | 商工観光課長 沼 田 真 路 |
| 建設課長 川 手 秀 則 | 町民課長 迫 井 一 深 | 上下水道課長 中 川 克 也 |
| 消 防 長 石 井 雅 宏 | 学校教育課長 石 坪 隆 雄 | 生涯学習課長 西 村 豊 |
| 会計管理者 畑 田 朱 美 | 国土調査事務所長 中 川 俊 彦 | |

5. 職務のため議場に参加した事務局職員

議会事務局長 坂本伸次 議会事務局 田辺五月

~~~~~ ○ ~~~~~

午前 10時 00分 開議

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（宮本裕之） おはようございます。ただいまの出席議員は14名です。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配付したとおりです。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第1 一般質問

○議長（宮本裕之） 日程第1、一般質問を行います。質問時間は30分以内とします。なお、答弁においても簡潔に行っていただくようお願いしておきます。質問の通告を受けておりますので、登壇してマイクを正面に向けて、一般質問を行ってください。10番、梅尾議員の発言を許します。

○10番（梅尾泰文） 10番、梅尾泰文であります。まず、新型コロナウイルスの影響が広い範囲で起こっております。早い終息を望むものであります。ウイルス感染によりお亡くなりになられた方々のご冥福をお祈りいたしますとともに、罹患された方々にお見舞いを申し上げます。一日も早い回復をご祈念申し上げます。それでは、質問に入らせていただきますけれども、私はこれまで、この席で61回目の一般質問をさせていただくこととなります。そしてその間、144のタイトルで一般質問をさせていただいてきておりますけれども、そのうちの30問程度は、今から行います環境問題について質問させていただき、執行部から回答をいただいているということでありまして、中身については、たばこの問題、あるいは米軍の騒音の問題、いろいろと質問させていただき、課題として残ったものもありますし、解決を見たものもございます。今日は、本当に環境問題というのはどの市町、あるいは全地球的な大きな問題であるわけでありまして、それぞれのところが分別方法、あるいは新しい機械を駆使しながら、いろいろな知恵を駆使しながら取り組みが進められてきております。我が町北広島町でもそのことは言えるというふうに思います。広報きたひろしまの2月号で紹介されておりましたけれども、地域でのごみ分別を行い、町から助成金を受けたという例が載っておりました。分別への意識も変わった、子どもや孫の次世代によい環境を残したいというふうに言っておられました。北広島町からも5R、その取り組みが紹介をされておりました。1番はリフューズ、断るとのことだそうです。2番目にはリデュース、減らすということだそうです。3番目にリユース、再使用ということでした。そして4番目はリペア、修理ということだそうです。5番目がリサイクル、再生利用ということで、ごみを減らす行動の提案があったわ

けであります。町内でもこのような取り組みをしておられる地域や団体は多くあるというふうに思いますが、ここ3年ぐらいの活動団体の数とお支払いをされた金額を、まずお聞きしたいと思えます。

○議長（宮本裕之） 町民課長。

○町民課長（迫井一深） 平成28年度、48団体に277万5941円、平成29年度は、50団体に275万5263円、平成30年度は、52団体に281万598円を交付しております。

○議長（宮本裕之） 梅尾議員。

○10番（梅尾泰文） 3年間でそれぞれ48団体、50団体、52団体、大体270万程度の支出があったよということでもあります。3年間の実績をお聞きをしましたけども、その数字をどのように捉えておられて、これからどのように進めようというふうに思われているか、今の3年実績をもって、成果が、もっと増えなくてはならないのかということと、今後についてのご意見をお聞きしたいと思えます。

○議長（宮本裕之） 町民課長。

○町民課長（迫井一深） 実績等でございますが、一般家庭から排出される廃棄物、このうち再資源化できるものにつきましては、引き続きリサイクルの推進、町民の方の環境意識の向上を図ってまいりたいと思えます。平成30年、31年につきましては、きれいセンターへの持ち込みにつきましても、142トン、前年度に比べ減少しているということもございまして、引き続き、町民総ぐるみ運動の推進に努めてまいりたいと考えております。

○議長（宮本裕之） 梅尾議員。

○10番（梅尾泰文） 地域の方々の努力によって、きれいセンターへの持ち込みのごみの量が142トン減っているというふうに今お答えがございましたけども、さらにその数が増えて、CO<sup>2</sup>の削減にもつながるというふうな取り組みをこれからも十分にされるんであるというふうに思っているところであります。まず、今きれいセンターということが出ましたけれども、そのきれいセンターに、我が町のほとんどのごみは集中をするわけでありましてけれども、そのごみの引き受けをしていただくきれいセンターに我が町は1年間でどのぐらいの負担金を支払っているのかということをお聞きをしてみたいと思えます。

○議長（宮本裕之） 町民課長。

○町民課長（迫井一深） 北広島町の負担金でございますが、平成31年度につきましては1億7028万5000円でございます。

○議長（宮本裕之） 梅尾議員。

○10番（梅尾泰文） 1億7000万円ということでもあります。まず、私が今からある市の紹介と言いますか、お話をまずお聞きをしていく中で、CO<sup>2</sup>、二酸化炭素の排出がどのぐらい少なくなっていくことができるのかなということは今から少しずつお話をしながら、回答を求めたいというふうに思いますが、今、きれいセンターでのすべてのものではありません、この町が持っているものに対してのCO<sup>2</sup>の排出量というのは今いくらでしょうか。何トンでしょう。

○議長（宮本裕之） 町民課長。

○町民課長（迫井一深） 焼却処理で排出されるきれいセンターでのCO<sup>2</sup>のガス排出量、温室効果ガス排出量の二酸化炭素換算値でございますが、平成30年度は6298トンCO<sup>2</sup>でございます。

○議長（宮本裕之） 梅尾議員。

○10番（梅尾泰文） はい、分かりました。6298トンということでした。これは、きれいセンターが建築されてもう何年もたちますけども、その当初、大体そのCO<sup>2</sup>の排出量がどのぐらいだという目標はあったろうというふうに思いますが、その目標の数値と、今、本町が出している数値、トータル的に見て、1市1町が使っているという状況の中で、今のはバランス的にはどうなのか、多過ぎるのか少ないのか、いや、ちょうどいいのかということが分かればお教え願いたいと思います。

○議長（宮本裕之） 町民課長。

○町民課長（迫井一深） CO<sup>2</sup>のガス排出量がどのような、ちょうどいいのか、それとも高いのかとかいうようなことですが、焼却施設のほうも利用が始まりまして、もう二十数年経っております。だんだんCO<sup>2</sup>の排出量も増えてきておる現状でございますが、それがよその市町と比べて高いのかちょうどいいのかということにつきましては、ちょっと分からない状況でございます。

○議長（宮本裕之） 梅尾議員。

○10番（梅尾泰文） 年数が長いということもあって、そののところまでは試算してないよということかもしれませんけども、じゃあごみ処理費にかかる町財政の負担は、他の市町に比べて、なかなか比べにくいものかもしれませんけども、比べるとすれば、負担は多くなっていると思われるのか、いやいや少なくなっているよということになるのか、お聞きをしてみたいと思います。

○議長（宮本裕之） 町民課長。

○町民課長（迫井一深） 県内平均と比較しますと、負担額は安いということが言えるかと思えます。ごみの処理経費につきまして、国が調査した平成29年度の集計結果では、人口1人当たり換算したごみ処理に対しての負担は、北広島町の場合約8700円でございますが、県内平均は約1万2000円、近隣市町で申しますと、広島市が1万7000円、三次市1万1100円、安芸太田町が約1万9900円となっております。

○議長（宮本裕之） 梅尾議員。

○10番（梅尾泰文） きれいセンターを一緒に使う北広島町と安芸高田市では、かなりの倍、半分の負担ということがありますが、町財政、市財政との比較ということで、私がお願いしたということもありますから、北広島でいえば、1人当たりが8700円ということですから、安いよということでした。さてさて、ここから画期的な質問をしますということで、先にお伝えしておきたいわけですけども、ご存じだというふうに思いますが、香川県に三豊市という市があります。ここは、日本初のリサイクル技術を取り入れた市であります。町民課長にお願いをして、インターネットで取り寄せてもらった資料がこの資料でありますけども、そこに、画期的な焼却をしないごみ処理をするということで非常に注目を浴びているわけでありませうけれども、そこはトンネルコンポスト方式というのを採用してごみ処理を行っています。もう一度言います、香川県の三豊市という市だそうでございます。ここは、2017年4月の1日から、家庭や事業所から出る燃やせるごみを発酵や乾燥させて、固形燃料の原料としてリサイクルをする日本初の工場であります。焼却しません。いくつか言いますけども、1に、燃やせるごみ、混合したごみをリサイクルできるという利点があると。2番目に、微生物を利用した合理的なリサイクルである。3番目に、欧州で開発されたごみ処理方法で、破砕機や選別機

と微生物による発酵処理をします。4番目、固形燃料は石炭の代わりとして、燃料として使用しますということです。5番目には、臭気はバイオフィルターで脱臭するので、においは外に漏れませんということです。6番目に、工場内の排水は、発酵用として消費されるので場外に排水は出ないということでありました。7番目に、二酸化炭素の排出を削減できるというものでした。8番目に、煙やダイオキシン類が発生しない。9番目に、複雑な設備等を要しないため低コストである。10番目に、攪拌を行わないので、切り返しの装置はない。事故対応にもすぐれているというものでした。そういうことが、町民課長からいただいたパンフレット、リーフレットの中にもはっきりと書かれているんです。これは三豊市というふうに言いましたから、市がしているのかなと思ったら、三豊市の中の民間の企業が行っております。すぐれた二酸化炭素排出抑制が認められて、国の環境省の補助を受けている。この事業、処理方法による二酸化炭素排出量の削減効果は年間6500トンとされています。これは削減ですよ。削減効果は年間6500トンとされているわけです。こういう事業所があるというのは、当然この町の執行部の方も知っておられるわけでありまして。まず、ここの三豊市、自治体とパートナーである民間企業の操業関係、どのような関係でお互いのことを、うまくいってるわけでありまして、その辺のところはどうなっているのかというのをまずお聞きをしてみたいと思います。

○議長（宮本裕之） 町民課長。

○町民課長（迫井一深） ただいま議員のご説明のとおり、ごみを焼却しないで、燃料として利用できる。こちら三豊市の方式につきましては画期的なものだったと感じております。そしてまた、施設はすべて民間が建設し、市はごみ処理委託費のみを支払うといったところで、ごみの固形燃料につきましても、一括して製紙会社のほうで、燃料として使用されるという循環型と申しますか、そういうルートができ上がっている画期的な仕組みだと感じております。

○議長（宮本裕之） 梅尾議員。

○10番（梅尾泰文） 上手に、民間で出されたものが固形燃料として製紙関係の会社のほうに使われているということで、うまい具合に流れができていくということでありまして。市にはごみ焼却場というのはありますかありませんか。あったけども必要なくなったんですよということですか。待ってくださいよ。もう少しくつか言いますから、一遍に言うたら多いので、3つぐらい言います。焼却場はなくなったんですか。まだ焼却場も市は持っていますかということ。今の民間の会社に市は負担金を出していますか、出していないか。そして、三豊市の近隣の市町の状況は、三豊市を見たときにどのように、言うてみれば、反響はどうでしょうかという、3つだけ先にお聞きをしてみたいと思います。

○議長（宮本裕之） 町民課長。

○町民課長（迫井一深） まず、1点目の三豊市の焼却施設でございますが、こちらは、このトンネルコンポスト方式に変えられてからは、ございません。市の負担金でございますが、民間の事業者へ委託費、これはキロ当たり約24円でございますが、20年間という契約をされております。それと、この方式によって、他の自治体の動向でございますが、徳島県のほうで採用されるという動きを聞いております。

○議長（宮本裕之） 梅尾議員。

○10番（梅尾泰文） それこそ画期的なことが行われているわけでありまして、そのことに、CO<sup>2</sup>の排出をなくしていこうということも含めて、それぞれの市町も努力を、協力をされる

というふうな状況にはあるだろうというふうに思います。今、どの町もそうでありますけども、やっぱり環境問題について非常に興味を持っておられるわけでありまして、町長の施政方針の中にも、北広島町というすばらしい郷土を未来につなげていくためには、SDGsということがあって、今日も議員の方も、丸いわりと派手なバッジをつけている方もいらっしゃいますけども、SDGsということでありまして、これは2030年までに達成すべき17の目標、環境や資源を保全し、現在と将来の世代の必要とともに、満たすような開発、国連環境開発世界委員会、ブルントラント委員会と言うんだそうでございますが、これが1987年に提唱した92年の地域サミットで、アジェンダ21に盛り込まれているようなものでありまして、かなり広くその取り組みが認知をされて、目標に向かって頑張っているという機運が高まっているわけでありまして、町長の施政方針の中にも出されているということでもあります。そういうふうな状況の中で、特にこの環境問題が大きく今の中には含まれているわけでありまして、これから、そういう環境問題に力を入れていくにつけて、力を入れている市があると、企業があるということで、そちらにやはり近づけていくために、どのようにすればいいかということでもあります。この三豊市のプラントは、トータル的に何億でできて、それぞれの省庁が補助金ですか、助成金というのをしているわけでありまして、どのぐらいかかって、どのぐらい助成してくれて、どのぐらい企業が負担をするのかということをお聞きをしてみたいと思います。

○議長（宮本裕之） 町民課長。

○町民課長（迫井一深） こちらの施設の建設費でございますが、約16億円と聞いております。補助金につきましては、民間の場合、プラント部分のみの補助ということがございますので、破碎機や混合機のような機械設備と設置工事費が補助対象でございます。補助金につきましては3.7億円の補助というようにお伺いしております。

○議長（宮本裕之） 梅尾議員。

○10番（梅尾泰文） 補助金が3.7億円というのは分かったんですが、総事業費は幾らと言われましたか。

○議長（宮本裕之） 町民課長。

○町民課長（迫井一深） 約16億円です。

○議長（宮本裕之） 梅尾議員。

○10番（梅尾泰文） 先ほど、製紙会社のほうに固形燃料は搬出して、そちらで利用していただいているということではありますが、私も課題としてお聞きをしているのは、CO<sup>2</sup>は確かに排出する量が極端に少なくなりました。商品もできたわけではありますが、扱ってくれるところがうまく見つかったからよかったんですが、そのところが次に使ってもらえるところがなかなかないから、この事業が次に進まないんだよというふうな、本当かどうか分かりませんが、そういう言い方をされる方もいらっしゃいますが、そのところは実際はどうなのだろうか。そういう受け入れをする業者がないのか、あるのか。ないとすれば、燃料の材料がどのぐらい残るのかということがあると思うんですが、そこら辺のイメージ的なところはどのようなふうにお考えになられますか。

○議長（宮本裕之） 町民課長。

○町民課長（迫井一深） 固形燃料の利用先でございます。こちらにつきましても、今現在、芸北広域環境施設組合、安芸高田市と協議を進めていっているわけでございますが、いずれにしても、議員おっしゃいましたように、固形燃料の利用先の確保、ここにつきましては非常に

重要な課題というふうに認識しております。今後、この利用先があるかということも含めて、ただいま協議を進めている現状でございます。

○議長（宮本裕之） 梅尾議員。

○10番（梅尾泰文） 利用先を確保できるような考えをしていただきたいというふうに思いますし、そのことを、そのことというのは、今のプラントを我が組合で広域でやろうというふうに思ったときに、どのぐらいのCO<sup>2</sup>の排出抑制効果、あるいは総事業費の予算的なものも含めて、効果が得られるかなというふうなことは、多分お考えだろうというふうに思いますが、そこから辺のことをお聞きしてみたいと思います。

○議長（宮本裕之） 町民課長。

○町民課長（迫井一深） CO<sup>2</sup>の削減量でございますが、三豊市の処理能力が1日当たり43トンでございます。きれいセンターの処理能力が1日当たり44トンと、ほぼ同じでございますので、CO<sup>2</sup>の削減量につきましても同程度が見込めると考えております。

○議長（宮本裕之） 梅尾議員。

○10番（梅尾泰文） それでは、後は町長が、あるいは市長がどのような方向で、このCO<sup>2</sup>の排出をしっかりと行いながらごみ処理を行い、その出された固形燃料をしっかりと使ってもらって、上手な回転ができるようなことに進めていくということになるだろうというふうに思うんですけども、町長、今の私と課長のやりとりを聞いてもらって、今の話が事実であるわけですから、どのようなお考えが出てくるんだろうかということのを少しだけ、はっきりしたものはなくて、イメージで結構ですから、お聞きをしてみたいと思います。

○議長（宮本裕之） 箕野町長。

○町長（箕野博司） 芸北広域環境施設組合でもこのことについては、いろいろ議論をしてきているところであります。視察にも組合として行かせていただいて、研究をしているところでありますけども、今、議論があったように、非常にすばらしい仕組みだというふうには認識しておりますが、1点解決してないのが、でき上がった固形燃料、固形にしてないところの段階かも分かりませんが、資源を燃やすところはないというところであります。三豊市では、大きな製紙会社があって、ボイラーも通常のボイラーじゃなくて、かなり大きなものがあると。石炭等と合わせてこの固形燃料を燃料にしているということで成り立っておるんですが、私も詳しいことはよく分かりませんが、塩分濃度が非常にこの固形燃料は多いということで、通常のボイラーで燃焼させると、非常にボイラーの寿命が短くなってしまふということのようがあります。そういったことが可能なボイラーがないか、どの程度までミックスすればいいのか等々、今検討をしておるところであります。そのところがきちっと解決できれば、今のきれいセンターも、もう七、八年すると大規模修繕か、あるいは新しい施設にするか、今のよう三豊市のような仕組みを取り入れるか、そういった選択をしていかなければならないということで、今、その出口のところ、処理の方法のところネックになっているというような状況であります。これも、研究をずっとしていくということでもなりませんので、それほど長い時間は、猶予はないというふうに思いますので、ある程度、方向性を出していきたいというふうに考えております。

○議長（宮本裕之） 梅尾議員。

○10番（梅尾泰文） しっかりと研究をして、協議をして、それもそんなに長い間の研究ではなくて、割と早く物事に取り組んでいき、解決できれば、次のステージに移りたいというふうな

ことが伝わってきました。ぜひそのような方向で進めていただきたいというふうに思って、2問目に入りたいと思います。次に、学校。小学校、中学校、高等学校ということでもありますけども、学校に送られている放射線副読本をどう考えるかということでもあります。私が今持ってきているものは、23ページぐらいのものでありますが、これは、元々はカラー版でありますけど、教育委員会のほうから取り寄せていただいて、コピーをいただいたものですから、カラーではないんですけれども、これが放射線副読本、こちらが小学生のためのということで、こちらが中学生・高校生のためのということで、2つあるわけでもあります。これ以前には、教職員用にもこういうものが送られているということもございますけども、このものは、福島県東京電力の原子力発電所の爆発事故が起きて、今年3月11日で9年経ったわけでもあります。人的、物的にも甚大な被害を出したわけでもあります。多くの死者、行方不明者、避難者など、収束に向かっていません。国策として進めてきた原子力発電所によるエネルギー政策は、過去のチェルノブイリ原子力発電所の事故で経験したように、人類が使用してはいけないものと理解しなくてはならなかったわけでもあります。そこで、お聞きをします。2018年、再々版ありますけども、2018年9月に、今、私が皆さんのところに見ていただいたものでありますけども、2018年9月に文部科学省が作成した放射線副読本、小学生用と中高生用がありますが、この目的と、どういう方法で各学校に届いているのか。また、各学校の扱い方をお聞きしてみたいと思います。

○議長（宮本裕之） 教育長。

○教育長（池田庄策） 放射線副読本につきましては、放射線に関する科学的な知識を理解をした上で、原発事故の状況や復興に向けた取り組みを学ぶ構成として、避難児童生徒に対するいじめを防止することを目的としております。この副読本の配布方法につきましては、文部科学省が作成をし、教育委員会がその中身を精査し評価することなく、直接文部科学省から各学校へ配布をされているものです。各校での取り扱いにつきましては、直接文部科学省から配布をされていることと併せまして、副読本としての配布となっておりますことから、その取扱いは各学校判断でございまして、教育委員会として詳しい利用状況については把握をしております。

○議長（宮本裕之） 梅尾議員。

○10番（梅尾泰文） この副読本に今、教育長から、直接ダイレクトに行ってるからわからないし、使い方については、各学校のほうでということでもありますから、教育長の知る範囲ではないということでもありますけど、それはそれとしておきまして、この副読本に書かれている内容を精査してないということですが、この副読本を見られた方が、いろいろな問題があるということを指摘をされております。そのことについて、指摘をされているということについてのお考えや感じ方は、教育長にもあろうと思いますが、いかがですか。

○議長（宮本裕之） 教育長。

○教育長（池田庄策） 当該副読本の内容を確認をいたしましたところ、児童生徒が放射線に関する科学的な知識を身に付ける理解を深めることができるようにすること、避難した児童生徒に対するいじめを防止することなどを意図として、公表されている科学的知見を基に、学校現場の代表あるいは放射線医療の専門家などの協力を得ながら、文部科学省において作成をされたものであると承知しております。副読本、配布をされたものでありますけれども、特に問題があるとは考えておりません。



○議長（宮本裕之） 梅尾議員。

○10番（梅尾泰文） 問題があるというふうには感じていないということではありますが、少なくとも私は、福島原発が起きた3年5か月後に福島の現地に、2泊3日でありますけれども訪ねました。調査団として行きましたけれども、その当時、3年5か月経っていましたが、車やトラクターが荒れた陸地に乗り上げてそのまま放置をされている。それは事故当時、テレビで見ていたものと全く同じでありました。バスで移動するときも放射線が高濃度なため、バスから降りるということもできなかったという状況もありますし、行く先々で、警備員の方たちに、バスは止められて、免許証の提示も必要であるというふうな状況で、非常に厳しい中で視察をさせていただきました。車の外には汚染された土がフレコンバッグ、1トンぐらいの袋でありますけれども、その袋の中に入れて、野積みにして放置をされている。そこはもちろん放射能がすごく高いということでもあります。そういうふうな状況が3年5か月経ったそのときでもすごかったわけでもあります。そのことによって、その町は、本当に住む人がいなく、お店の人もお店を開けることもできず、民家も門扉を閉めて、不法侵入者を来させないというふうなことをされておられましたし、自動車もナンバーは付いたまま放置をされているという状況で、人間が住めるという状況にはなかったんです。その状況がこの放射線副読本の中には、そういうことは何ら書かれていない、現実を見ていないということなんです。私は少なくとも、わずかな日にちではありましたが、見てこさせていただいたし、その説明をしてくださる、その現地の方たちは、自分たちのことを棄民だというふうに言われていました。それはどういうことなのかというと、見捨てられて国家などの保護下になく人たちのことを棄民だというふうに言うんだそうですが、そういう状況にあるということをお私たちに訴えられました。そのようなことが、この副読本の中に被害者の方たちの思いが入っているものであれば、それこそ、いろいろな批判が出るということではないと思いますけれども、そういうことが中身のない、いじめをするのはいけないよというふうなことに無理やり結び付けているというふうな状況があるというふうには私は思います。そういうふうなことからすると、撤回と言いますか、回収なさるというふうなことも必要ではなかろうかというふうに思うわけでもあります。まず、滋賀県の野洲市というところでは、この昨年の3月の議会で、やっぱり一般質問でこういう問題が議会で出されました。そのときに、しっかりとその議会でも出されたことを教育委員会でも精査をして、被害者の生の声が少ない、小中学生にとって内容が高度と判断して回収を決めたということがあるわけがあります。これは、今は滋賀県の野洲市の話をししましたが、そこ以外にもこのような議会で提案されたり、あるいは、そのことが引き金になったりして、市町で回収されたということがあるかと思いますが、教育長いかがですか。

○議長（宮本裕之） 教育長。

○教育長（池田庄策） 現地在現在も厳しい状況にあるということは承知をしております。先ほども申し上げましたように、公表されている科学的知見をもとに、学校現場の代表である、あるいは放射線医療の専門家などの協力を得ながら、文部科学省において作成されたものであると承知しております。副読本であるということでもありますし、特に問題があるとは考えておりません。教育委員会といたしましては、直接当該副読本は、文部科学省から各学校に配布されていることと併せて、副読本としての配布となっていることから、その取り扱いは、先ほど申し上げましたように、学校判断であると考えております。

○議長（宮本裕之） 梅尾議員。

- 10番（梅尾泰文） 科学的に考えて問題はないと思うというふうなことでございましたけども、このものは、文部科学省が出したものでございますけども、福島復興が進まないのは、放射線が危険との誤った知識によって、買わない、来ないためであるから、学校教育によって、安全性を子どもたちに教え込み、被害がないことを知ってもらい、福島産の品物を買ってもらい、修学旅行にも来てもらうというふうなものであります。その結果、福島原発事故被害の実態に反し、放射線の危険について、事実と科学に反し、被害者の人権の蹂躪につながる内容がある文部科学省のいういじめをなくしていくためにも、学校では真実、科学、人権に基づく教育が行われるべきではないでしょうか。もう一度教育長にお聞きします。科学的には正しいことが、副読本の中にしっかりと盛り込まれているというふうに思われますか。
- 議長（宮本裕之） 教育長。
- 教育長（池田庄策） 先ほど申し上げましたように、公表されている科学的知見をもとに放射線医療の専門家等の協力を得ながら作られたものだと思っておりますし、学校で使う場合は、その子どもたちの発達段階を考慮して、学習効果を上げるために、また、学習指導要領を逸脱することなく、学校が副読本等を慎重に選び、指導していくべきだと思っておりますので、問題はないというふうに思っております。
- 議長（宮本裕之） 梅尾議員。
- 10番（梅尾泰文） それでは、少し、事故の前に出された副読本にどのようなことが書かれているかと言いますと、中学生版でありますけれども、それには原子力発電所では、放射性物質が外に漏れないよう、五重の壁でしっかりと閉じ込めています。と書かれ、教師用の解説書では、大きな地震や津波にも耐えられるように設計されていると強調しております。そういうふうにしていましたが、事故が発生しました。その後削除されました。こういう教育をされた責任と反省は、一言もこの副読本の中には触れられていませんが、いかがですか。これは教育長に本来質問すべきことではありませんが、正しいんだった、間違いはなかったというふうに言われるということからすれば、お答えいただかなくてはいけませんかというふうに思っています。
- 議長（宮本裕之） 教育長。
- 教育長（池田庄策） 非常に、私が判断するのは難しい内容でありますので、この問題につきましては、副読本についてという最初の質問に戻りますが、何度も申し上げますように、その取り扱い、学校の判断で、先ほど申し上げましたような授業をするという形で進めてまいりたいと思っております。
- 議長（宮本裕之） 梅尾議員。
- 10番（梅尾泰文） 2016年以降に実施された子どもの甲状腺がん、がんの疑いと診断された患者数が230人というふうになっています。県民健康調査では、そのことは報告されていません。放射能汚染や汚染土、放射線の汚染水も汚染土も処理が限界に来ているという状況が今本当に福島の地ではあります。そういうことも含めて、そのことをしっかりとお伝えしながら、このことは、ずうっとつながっていつてはいけないんだよということをお伝えをして、私の質問を終わります。
- 議長（宮本裕之） これで梅尾議員の質問を終わります。暫時休憩いたします。11時から再開します。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前 10時 47分 休憩

午前 11時 00分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（宮本裕之） 再開いたします。ここで、梅尾議員から発言の訂正の申し出がありましたので、これを許します。10番、梅尾議員。

○10番（梅尾泰文） 先ほど、放射線副読本の一般質問をしました際に、回収をされた自治体の市の名前が滋賀県ノス市と言いました。野原の野だったために、ノス市と言いましたが、ヤス市が正解でございましたので、お詫びをして訂正をいたします。よろしく願いいたします。

○議長（宮本裕之） 一般質問を続けます。次に、15番、大林議員。

○15番（大林正行） 15番、大林正行でございます。今回は、高齢者が安全で安心して暮らせる町をと、きたひろネットの諸課題とこれからについて質問いたします。昨年、東京において高齢者が運転する車が暴走し、母子が死亡するという痛ましい事故が発生いたしました。高齢者による高速道路の逆走やブレーキとアクセルの踏み間違いによる事故なども多発しております。また、交通事故、刑法犯罪、特殊詐欺の被害者に占める高齢者の割合が多くなっております。そこで、高齢者が被害者にも加害者にもならず、安全で安心して暮らせる町を目指して質問いたします。町内における令和元年の交通事故は、広島県警察本部のホームページによりますと、人身傷害が28件発生しておりますが、この数字に間違いがないか確認いたします。また、山県警察署管内の物損事故は551件とありますが、町内の件数は何件でしょうか。

○議長（宮本裕之） 総務課長。

○総務課長（畑田正法） 1点目の人身傷害の件数でございます。令和元年中の交通事故による人身傷害は28件と把握しております。また、町内の物損事故の件数でございます。412件となっております。山県署管内の551件中412件で、約75%でございます。

○議長（宮本裕之） 大林議員。

○15番（大林正行） 多くの事故が町内で発生しているということでございますけれども、交通事故に占めます高齢者の割合は何パーセントでしょうか。また、高齢者が事故に遭わない、また、事故を起こさないために、どのような対策を町としては講じておられるのか、お伺いいたします。

○議長（宮本裕之） 総務課長。

○総務課長（畑田正法） 交通事故に占める高齢者、65歳以上でございますけれども、この割合は、人身傷害としてのデータしかございませんが、28件中運転手として関わった事故は9件で、約3割でございます。高齢者が事故に遭わない、事故を起こさない対策としましては、山県警察署、山県交通安全協会、老人クラブ連合会と連携しまして、交通安全体験乗車会や交通安全講話などを開催しております。また、交通事故を町民みんなで防ぐため、交通安全パレード、テント村での交通安全グッズの配布、フラッグリレー、広報きたひろしまへの記事掲載、交通安全リーフレットの配布、町内放送などで交通安全の啓発に努めているところでござい

す。

○議長（宮本裕之） 大林議員。

○15番（大林正行） さまざまな取り組みをされているということでございますけれども、高齢運転者の方が誤発進による暴走でありますとか、高速道路の逆走などは、高齢による身体、あるいは運動能力の低下が原因というふうに言われております。そういった事故が多発しております。誰もが一定の時期が来ますと、運転免許証の返納を決断する必要があると思っておりますけれども、本町の高齢者の運転免許証保有者数と返納の状況についてお伺いをいたします。

○議長（宮本裕之） 総務課長。

○総務課長（畑田正法） 本町における高齢者の運転免許保有者数でございますが、令和元年12月末現在で4,559人でございます。免許返納者は令和元年中で78人と把握しております。

○議長（宮本裕之） 大林議員。

○15番（大林正行） 返納者が78人ということでございます。他の市町のような情報とか、全国的にも毎年増加しているというふう聞いておりますけれども、本町においては、その辺の経緯といいますか、推移、ふえているのか減っているのか。そこらが変わりましたら。新聞等によりますと、全国では相当、60万件ぐらいたということで、対前年十何万件ふえているという情報もありましたけれども、本町のことが変わりましたら、お願いいたします。

○議長（宮本裕之） 総務課長。

○総務課長（畑田正法） 免許返納者の件数、令和元年で78人と申し上げましたが、本町におきましても増えているというふうな状況でございます。数字的には、平成30年で52人、平成29年で49人、平成28年で22人という数字でございます。

○議長（宮本裕之） 大林議員。

○15番（大林正行） 交通の便が悪い、本町のような中山間地域におきましては、自家用車というのは必需品であります。なかなか返納する決断がつかない人も多いんじゃないかと思っておりますけれども、行政として、返納を勧奨するような施策は考えていらっしゃるのかどうか、お伺いいたします。

○議長（宮本裕之） 総務課長。

○総務課長（畑田正法） 現在のところ、運転免許の自主返納につきましては、個人の判断にお任せしているところでございます。町としまして、返納を勧奨するかどうかの施策につきましては、その勧奨するかどうかも含めて検討中でございます。

○議長（宮本裕之） 大林議員。

○15番（大林正行） 検討中であるということでありますけれども、そこらもぜひ進めていただきたいと。警察等もそういう動きをされていると思っておりますけれども、お願いしたいと思います。それで今、78の方が返納されましたけれども、やはり返納後には買い物に行ったり、あるいは病院に通うということで、何らかの移動手段を確保しなければなりません。そこで、それに対して、行政としてはどのような支援でありますとか、優遇策を考えておられるのか、伺います。

○議長（宮本裕之） 総務課長。

○総務課長（畑田正法） 本町におきましてはデマンドタクシーを導入しております。軒先から主要な目的地まで移動できる生活交通手段でありますので、まずは、このデマンドタクシーを利用していただければというふうに思っております。

○議長（宮本裕之） 大林議員。

○15番（大林正行） デマンドタクシーをとということでございますけれども、当然そうなんですけれども、私がお聞きしたのは、それに対する支援なり優遇策ということで、この前の3月14日の新聞を見ますと、庄原市が65歳以上の返納者に1万円分のタクシー利用券、あるいはパスピーの助成を行うというふうに記載しておりました。どのような結果になるか分からないので、事業期間はとりあえず3年間で検証してみようということでありました。庄原市の場合は、200人ぐらいの返納があるということで、予算額が200万円ということでもございましたけれども、そういったデマンドタクシーのある金額の補助だとか、パスピーの補助であるとか、あるいはシニアカーを購入するときの一部補助、そういったものを考えられないのかどうかお伺いいたします。

○議長（宮本裕之） 総務課長。

○総務課長（畑田正法） 免許返納に対する支援でございます。先ほど、検討しているということでもございますけれども、各市町の状況も研究をさせていただいております。先ほどの庄原市の例もそうでございますけれども、見る限り、各市町の支援内容は、先ほど議員も説明がありましたように、公共交通でありますとかタクシーでありますとか、その利用に対する支援、助成というものが大部分でございます。そのほか、民間活用というふうなこともありますけれども、そういうふうなものが大部分でございますので、そこら辺も含めて、効果も含めて研究しながら進めてまいりたいと思います。

○議長（宮本裕之） 大林議員。

○15番（大林正行） 研究ということでございますけれども、毎年、年をとってまいりますので、できるだけ早く結論を出していただきたいと思っております。それで、これは保健課のほうで、高齢者の暮らしと福祉に関するアンケートというのをなさいまして、既に回収は終わっていると思っておりますけれども、私のところも、たまたまくじが当たったのか、来ましたので見ておりましたら、設問の中の1つに、運転している人について、いつまで運転を続けたいですかという質問がありました。3択でありまして、このまま運転を継続する。2つ目は、一定の年齢で運転をやめる。それから3番目が代替手段があれば運転を控えるというようにありました。私見て、この結果を、まだ集計中だろうと思っておりますけれども、何に生かそうとされているのか。多分目的があって、こういう設問されたんじゃないかと思っておりますので、そこらがもしありましたら、お伺いしたいと思います。

○議長（宮本裕之） 保健課長。

○保健課長（福田さちえ） 保健課から回答させていただきます。議員おっしゃいました高齢者の暮らしと福祉に関するアンケート調査でございます。こちらのアンケート調査は、第8期の高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画のための基礎資料とするものでございます。先ほどの運転免許、自動車の運転についてでございます。このことについては、集計のほうは今やっているところでございますが、この結果で、介護予防でありますとか、通いの場、または買い物支援でありますとか生活支援のほうに、どうつなげていくかということも含めてのことを今後計画のほうに反映していく予定で入れ込んでおります。以上でございます。

○議長（宮本裕之） 大林議員。

○15番（大林正行） ぜひ、総務課だけじゃなくて、関係課の中において研究を重ねていただいて、できるだけ高齢者の方が免許返納の決断がしやすいような環境を作っていただきたいと思

います。次に、町内におけます刑法犯罪の発生状況と高齢者が巻き込まれないための対策はどのように考えておられるのか、お伺いいたします。

○議長（宮本裕之） 総務課長。

○総務課長（畑田正法） 令和元年中の北広島町内における刑法犯罪の発生状況は47件と把握しております。高齢者が犯罪に巻き込まれないために、地域で安心して暮らしていただけるよう、町、山県警察署、地域住民、山県交通安全協会、北広島町防犯組合などと連携を強化して、犯罪等から高齢者を守る取り組みに努め、地域での見守り体制の充実も図ってまいりたいと思っております。

○議長（宮本裕之） 大林議員。

○15番（大林正行） 令和元年に47件の刑法犯罪ということで、ちょっと私の想像していたより多いなというふうに思っております。次に、高齢者を狙った特殊詐欺が手口を変えながら多発しております。令和元年の全国の認知件数は1万6836件、被害総額が301億円ということで、8年連続して300億円を超えているという報道がありました。65歳以上の高齢者が認知件数に占める割合は83.4%となっており、高齢者がいつ被害に遭ってもおかしくない状況が続いております。そこで、本町におけます特殊詐欺の発生状況と、行政としてどのような対策を考えておられるのか、お伺いいたします。

○議長（宮本裕之） 総務課長。

○総務課長（畑田正法） 令和元年中に発生した特殊詐欺は1件ございましたが、現金被害がなかったため、被害状況はゼロ件ということでございます。全国的に特殊詐欺の被害が高い水準で発生している中、幸い本町では、特殊詐欺の被害はありませんでしたけども、1件の認知件数が発生しているということから、今後も特殊詐欺被害ゼロ件を目指して警察とも協力して、広報きたひろしまへの記事記載、リーフレットの配布、きたひろネットでの町内放送などで継続的に努めてまいります。

○議長（宮本裕之） 大林議員。

○15番（大林正行） 去年は1件ということでございますけれども、世の中の報道から見れば、あまり被害が出てないという感じでございますけれども、特殊詐欺というのは、大体認知はされてると、皆さん。自分だけは多分引っかからんだろうと思っておられるらしいんですけども、一旦電話に出てしまうと、ころっと引っかかるというような報道とかありますけれども、そういったことで、全国防犯協会連合会というのがありまして、ここは平成29年度から優良防犯電話推進事業というのを始めておられます。警察のほうもこの優良防犯電話の設置を呼びかけておりますけれども、本町では、これについてはどのように考えておられるのか。この優良防犯電話というのは、先ほども言いましたけれども、特に高齢者の方は、特殊詐欺のことは知っていても、電話に出ることによってだまされてしまうということで、優良防犯電話の設置が非常に有効であると。方式は、自動的に通話の内容を録音する。それから迷惑電話番号データベースというのが全国的にあるんだそうですけれども、それに登録された電話番号からかかってきた場合は、着信を拒否するというようなすぐれたものだそうです。それらの周知と言いますか、そんなことは考えておられないのかどうか、お伺いいたします。

○議長（宮本裕之） 総務課長。

○総務課長（畑田正法） 議員ご指摘の優良防犯電話でございますけども、これにつきましては、内容を詳しく周知しているものでございませぬ。警察との話の中で、こちら辺の話も出たこと

ございますけれども、これをもって、これを皆さんに周知して広げていこうというふうなことまでの話には至っておりませんので、今一度、ここら辺を警察とも話をさせていただいて、どういものであるか、どんな効果があるのかという、実例も含めて少しお話をさせていただこうと思います。

○議長（宮本裕之） 大林議員。

○15番（大林正行） これはメーカーが勝手に作ったものではなくて、非常に厳しい条件があって、それに合格したものだけが推奨電話として登録されて、警察も勧めておられるというものでございますので、ぜひこれも、1件しかないんでいいかなという気もしますけれども、いろいろな対策は打ったほうがいいと思いますので、そこらをよろしくお願いします。それから特殊詐欺については、何かあったら警察に言えばいいんだと思いますけれども、やはり町民の方も役場のほうが言いやすいかなという気もありますけれども、そういったときには、どこが窓口で役場の中でなされるのか、ちょっとお伺いします。

○議長（宮本裕之） 総務課長。

○総務課長（畑田正法） 相談窓口でございますけれども、防犯ということになれば、総務課が窓口になるかと思えます。最終的には総務課でございますけれども、いろんなケース、いろんな事案でもって話が入ってくるであろうかと思えます。それぞれの部署で、まずはそういうふうな怪しまれる事案の相談がありましたら、その部署で相談し、防犯的には総務課も含めて考えていきたいと思えます。

○議長（宮本裕之） 大林議員。

○15番（大林正行） 次の質問にまいります。山県警察署管内におけます令和元年の交通事故、人身傷害でございますけれども、この発生件数が35件で、そのうち北広島町で起こったものが28件、80%であります。先ほど説明があったとおりです。刑法犯罪の発生割合も北広島町が87%ということございまして、残念ながら北広島町での発生割合が非常に高い状況でございます。しかしながら、警察署は加計地域にありますので、事件とか事故が千代田地域で発生した場合には、警察官の方が到着されるのに1時間ぐらいを要しております。事件、事故の対応を迅速に行うには山県警察署を出動回数の多い千代田地域へ誘致するのが合理的ではないかと思えますけれども、お考えをお伺いいたします。

○議長（宮本裕之） 総務課長。

○総務課長（畑田正法） 山県警察署管内での事件、事故の発生件数が北広島町において多いということは事実でございます。事実ではございますけれども、この警察署の置き方、交番の置き方につきましては、警察のほうで検討されると思えますので、本町として思いを述べるということとはなかなか難しいと思えます。

○議長（宮本裕之） 大林議員。

○15番（大林正行） もちろん警察が決められることで、県が決められることであって、町に決定権は何もないと思えますけれども、非常に交通事故なんかがあって、私も経験があるんですけども、小さな交通事故だと交番から来られるのもありますけれども、大きい事故がありましたときには、交通止めしたりなんかがあるんですけども、なかなか警察の方が来られない。その間、地元の者が出て交通整理をしたりとかすることがありました。それは当然ですけども、やっぱり素人がやるのは非常に危険があるということとかもあります。お宮のさい銭泥棒があったときも、警察に言ったんですけども、鑑識が来るということになりまして、やはり

加計からで、1時間ぐらい待つてるといような状況ありました。当然県がどこに設置するかは決めるんでしょうけれども、やはり事件、事故の多いところに置くのが合理的だと思うんですよ。私が申し上げているのは、そのことをいろんな方法を通じて、陳情と言いますか、事あるごとにお願ひすると。こういう話は、安芸太田町の方が聞かれたら、冗談じゃないと言われるんで、小さい声で言いますけれども、そこらを何かの機会、県会議員の方の力を借りたりとか、さまざまな方法があると思いますので、地道に積み重ねていき、今、建物も老朽化しているように見えますので、今のうちから動いておけば、何とかならないかという私は希望が強いところがありますので、その辺、町長も言にくいと思いますけれども、少しお考えをお聞きしたいと思います。

○議長（宮本裕之） 箕野町長。

○町長（箕野博司） こういった席ではなかなか申し上げにくいところがありますけれども、そういった実情については十分認識をしておりますので、今後、いろんところで協議等もしてまいりたいと思っております。

○議長（宮本裕之） 大林議員。

○15番（大林正行） それでは、2項目めの質問を行います。きたひろネットは、平成21年4月に芸北地域でテレビサービスを開始しまして、平成22年7月に全町サービスが開始され、10年を経過いたしました。世の中の情報通信環境は非常に進展しておりまして、従来どおりのサービスの提供だけでは、若い人の心をつかむことが難しくなっております。きたひろネットも設備の老朽化でありますとか陳腐化が始まっておりまして、将来を見据えた見直しが必要な時期に来ていると思ひまして質問をいたします。まず、きたひろネットの世帯数に対する利用率でございますけれども、行政報告によりますと、令和2年1月末現在で芸北地域では110.4%、100%を超えております。インターネットが48.9%、大朝地域では60.7%と30.1%、千代田地域では61.9%と33.9%、豊平地域では68.2%、インターネットが27.4%、町全体では68.3%の普及率で、インターネットは33.8%でありますけれども、これは当初掲げられた目標に対して、現在の利用状況はどのように評価されているのかというのをまずお聞きします。それから、やはり利用者が増えれば、収入も増えてまいりますので、その利用者増に向けた取り組みについてお伺いをいたします。

○議長（宮本裕之） 総務課長。

○総務課長（畑田正法） きたひろネットの加入率の目標値といたしまして、第2次の北広島町長期総合計画におきまして、令和3年度で70%を目標数値としております。令和2年1月末現在の加入率が68.3%となっておりますので、おおむね設定目標に到達する状況ではあります。今後につきましては、インターネットの利用加入者が増えてきているという状況から、インターネットを中心に促進キャンペーン等行いながら、加入促進を進めてまいりたいと思っております。

○議長（宮本裕之） 大林議員。

○15番（大林正行） 次に、営利放送でございますけれども、この利用状況が、これも行政報告にありましたけれども、令和2年1月末現在で、音声お知らせが49件、映像についてはゼロ件ということでございまして、収入増につながっていないんじゃないかというふうに思ひます。利用件数が増加しない理由は何なのか、また、その対策はどのように考えていらっしゃるのか、お伺いをいたします。



○議長（宮本裕之） 総務課長。

○総務課長（畑田正法） 営利放送の状況でありますけれども、告知放送だけのご利用ということになっておりますが、このほとんどがリピート依頼が大半を占めております。新規の申し込みが少ないというふうな状況で、ここ3年間横ばいというふうなことになっております。この営利放送が余り周知されていないという状況もあろうかと思えます。ホームページ等利用して周知を図ってまいりたいと思えます。リピートが多いということは、それなりの効果も確認されているんじゃないかろうかと思っておりますので、そこら辺も含めてしっかり周知をしていきたいと思えます。

○議長（宮本裕之） 大林議員。

○15番（大林正行） 利用料金がお知らせの場合は、今、消費税が変わったんで、ちょっとわかりませんが、160文字で3240円、3300円になってるんですかね。テレビのCMでありますとか、これ制作費が高いんで3万7800円、ここらがネックじゃないかなど。もちろん赤字でやれということではないんですけれども、その辺の見直しを考えてらっしゃるのかどうか。それから、私も利用したことがありますけれども、この料金の支払いがきたひろネットセンターでは受け付けてくれない。すべて指定管理者の東京の口座のほうへ振り込まないかんということで、振込料が結構要るといようなこともあって、なかなかたびたび使えないといようなことがあると思えますが、そこら辺についてはどのようにお考えでしょうか。

○議長（宮本裕之） 総務課長。

○総務課長（畑田正法） 利用料金につきましては、先ほど議員が申されたとおりでございます。なかなか映像のほうで申し込みがないというふうな状況でございますので、そこら辺の理由につきましても、しっかり把握できてない状況も私どものほうでありますので、指定管理者とも話をして、その状況の確認と振込方法につきましても、これがネックになっているのかどうかという部分も、少し精査をさせていただきたいと思えます。

○議長（宮本裕之） 大林議員。

○15番（大林正行） 次でございますけれども、きたひろネットの11チャンネルで、北広島の風景というのが放映されております。視聴者の方の中には、この地を訪ねてみたいので所在地を入れてほしいという要望があります。以前、総務課のほうに質問をいたしました。回答は、この映像は、番組間の時間を埋めるための動画であり、案内を目的としたものではない。住所の表示をすると私有地への立ち入りや駐車トラブルが起きるので住所は表示しないという回答でございました。私は、時々見るんですけれども、この映像は、北広島町の美しい景観を広く町民の方に知ってもらい、ひいては町外の方にも訪問してもらい、定住につなげていければいいなど、そういうふうになっております。答弁に対して納得がいきませんので、再度質問をさせていただきます。

○議長（宮本裕之） 総務課長。

○総務課長（畑田正法） 北広島町の風景の中で、所在地を入れてない理由につきましては、今、議員が申し上げられたとおりでございます。この風景画面につきましては、所有者、地権者の承諾をいただいた場合のみ簡易的にその所在地を記載しているものでございますけれども、誘客等を目的としたものではございませんので、先ほど申し上げましたように、この場所に来られるときに私有地への立ち入り、あるいは駐車トラブル等の発生を危惧している地権者の方もおられますので、そこら辺は控えさせていただいているところでございます。誘客、観光等を

目的として進めるものにつきましては、また別の素材で進めていけばというふうには思っております。

○議長（宮本裕之） 大林議員。

○15番（大林正行） 以前の回答と全く同じなんですけれども、それは見る人にとっては、それがそういうものかどうかというのはわからんわけですね、そういう注釈もありません。ここには行かないでくれとかありません。同じように、行ってもいいもので行って悪いものは同じような形に流れております。思いますのは、確かに行かれて、私有地に入って困るとか、駐車場がないとか、そういうのはありますので、それは当然だと思いますけれども、それならば、そういう映像をわざわざ流す必要ないんじゃないかと。要するに行ってもらいたい、結構長い時間流れているんですよ、いろんところで。だから、ぜひ来てほしいという映像に差し替えられたらどうかと。来てほしくないものをわざわざ流す必要というのがちょっとよく分かりませんので、そこらはどうでしょうか。

○議長（宮本裕之） 総務課長。

○総務課長（畑田正法） まさに目的の違いだと思います。ケーブルテレビの中での番組のはざまをこの風景で埋めるというふうな部分と、まさに先ほど申し上げましたように、来ていただきたい、誘客したいというものについては目的が違いますので、誘客を目的としたものにつきましては、また別途のもので進めていけばというふうには思っております。風景につきましては、まさに鑑賞用ということで理解していただければと思います。

○議長（宮本裕之） 大林議員。

○15番（大林正行） 理解してくれと言われてもちょっと理解がいきません。要するに、そういうのは流さないほうがいいんじゃないかと言ってるわけです、来てもらったら困るものは。流してもいいもので十分あると思うんですよ。広い中には、美しい景観とか来てもらいたいところありますので、ぜひご検討してもらいたいと思います。こういうことがありますので、きたひろネットの視聴者の中には、番組であるとか音声告知放送に対するいろいろな意見であるとか、要望を持っていらっしゃる方がおられます。そこで、同じ放送、番組であれば、たくさんの方に喜んで見てもらうことが大事だと思います。そこで、利用者モニター制度というのを作って、そういった意見を取り入れながら、番組編成にされたらというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○議長（宮本裕之） 総務課長。

○総務課長（畑田正法） 利用者意見につきましては、毎年度指定管理者におきまして、アンケート調査を行っております。いただいた意見は番組編成、制作等に活用させていただいております。今ご指摘のご提案のモニター制度とは少し違うかも分かりませんが、利用者の意見を聞きながら進めているというふうな状況はございます。

○議長（宮本裕之） 大林議員。

○15番（大林正行） この同じ質問は、私が平成25年の12月にもいたしまして、検討しますという答弁でありましたので、その後どうなったかなと。アンケートによってということで、ちょっとアンケートとモニターは少し、モニターというのは、やっぱり関心のある方、たくさん見られる方、そういった方をモニターになってもらうので、非常にいい意見が出てくるんじゃないかなということで質問をいたしました。次でございまして、情報基盤整備事業の平成30年度の収支状況を決算書で見ますと、歳入歳出とも6億1700万円で、均衡してお

りますけれども、歳入の約半分は一般会計からの繰り入れであります。大体3億円を少し超えているということでもあります。平成21年、サービス開始当初でございますけれども、携帯電話会社に光ファイバーケーブルの新線を貸し出して、その賃貸料として15年分、1億5000万円を前払いでいただいております。これも多分基金にされてたと思っておりますけれども、既に使い果たしまして、平成28年度から情報基盤整備事業基金は、もうゼロ円になっております。一方、設備の老朽化などによります伝送路の保守費などは、今後ますます増加していくというふうに考えられます。そこで、サービスの開始当時の収支計画と比較して、現在の収支状況をどのように認識しておられるのか、お伺いいたします。また今後の収支の見通しについてもお伺いをいたします。

○議長（宮本裕之） 総務課長。

○総務課長（畑田正法） 収支状況の認識でございます。先ほどお話がありましたように、一般会計からの繰り入れが半分を占めてるというふうな状況でございます。これは、起債償還部分がかかなり大きいというふうなこともありますけれども、この起債償還につきましては、これから検証し、令和4年度からは、ほぼ償還額はなくなるというふうな状況ではございます。しかしながら、設備の老朽化に伴い、この保守費用でありますとか、機器の更新がかかなり多額なものが見込めるため、一般会計からの繰り入れは逆に増えていくというふうな試算をしております。このことから、将来に向けて、このままでは収支を改善していくということは難しい状況にあると考えております。

○議長（宮本裕之） 大林議員。

○15番（大林正行） 収支を改善するのは難しいということは、一般会計からの補填が増えていくんだと思っておりますけれども、一般会計から繰り入れ、その財源はどこから来てるんですか。国からの補助金を一般会計通して、この特別会計へ繰り入れてるということではないですね。全く純粋な町費というふうに考えていいのでしょうか。

○議長（宮本裕之） 総務課長。

○総務課長（畑田正法） 一般会計からの繰り入れでございますけれども、まさに一般財ということでもあります。その中身につきましては、交付税等の算入部分もあろうかと思っておりますけれども、この部分について、それがいくらなのかというのは、今、手元に資料がございませんので、考え方とすれば一般財源でございます。

○議長（宮本裕之） 大林議員。

○15番（大林正行） 今、一般会計の財政状況も非常に厳しい折でございますので、できるだけそこに負担をかけないような事業運営が必要だろうというふうに思います。最後の質問でございますけれども、今、社会は経済発展と社会的課題の解決が両立いたします人間中心のSociety 5.0へと移行しております。その基盤であります高速情報通信環境の整備が必要と考えますけれども、きたひろネット及び行政防災無線含めた本町の高速情報通信環境の今後のあり方については、どのように考えておられるのか、お伺いいたします。

○議長（宮本裕之） 総務課長。

○総務課長（畑田正法） 今後の情報基盤整備ですけれども、高速化や大容量化、あるいは5Gなどに対応するため、本町も高速情報通信環境の整備が必要になってくると思っております。情報インフラ技術は日々高度化しておりますので、行政主導では、整備や維持が困難であるため、本議会でも議員さん方には提案させていただきましたが、民間の能力を活用した民設民営方式

を今検討しているところでございます。また、防災行政無線につきましても、その廃止に伴い、携帯電話網を活用した情報アプリによる各種情報を提供できるシステムを検討しているところでございます。これらを含めて、今システム構築に向けて検討しているところでございます。

○議長（宮本裕之） 大林議員。

○15番（大林正行） 今、高速通信の基盤整備を考えてらっしゃるということでありまして。今のきたひろネット、前も聞きましたけれども、幹線の一部、多分4分の1ぐらいは光ファイバーでありますけれども、あとの75%は同軸ケーブルということで、どうしても減衰が多くなったりして、4K、8Kのテレビ放送も、できないことはありませんけれども、相当のお金がかかるということでありまして。やはりこれから、特に若い人たちとか、先端技術を持った企業を誘致するには高速通信網の整備が不可欠じゃないかと思っております。他の市町を見ましても相当取り組んでらっしゃいまして、隣の安芸太田町においてもFTTH、家庭まで光が入るサービスを、一部だろうと思っておりますけれどもしておられます。こういったことで、早急にやらないと、そういった定住人口を増やしていくとか、企業誘致、そういったことにも遅れをとるんじゃないかということをおもいます。ぜひ、ただいま検討されているということなんで、それ以上のことはお聞きしませんけれども、進めていただきたいというふうに思います。以上で終わります。

○議長（宮本裕之） これで、大林議員の質問を終わります。暫時休憩します。1時までとします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前 11時 48分 休憩

午後 1時 00分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（宮本裕之） 再開いたします。休憩前に引き続き、一般質問を行います。次に、12番、服部議員。

○12番（服部泰征） 12番、服部泰征です。今回は、健康寿命を延ばすためにということで、主に高齢者の方の健康寿命に関する質問をしたいと思っております。日本は長寿の国と言われております。世界保健機構、通称WHOですが、そのWHOが2018年に発表した統計によると、長寿国の1位は日本で、男女の平均寿命は84.2歳となっております。また、男女別でいうと、女性が87.32歳で1位、男性が81.25歳で、スイスに次いで2位となっているようです。ここで余談なんですけど、国別では確かにそうなるようなんですけど、もう少し詳細な地域別というか、細分化した地域別でのデータを出すと、香港が1位で、この香港が84.8歳となるようです。またあと男女別でも、この香港は女性が1位の87.56歳、男性も1位で82.12歳となっているとのことです。この香港というのが、長寿の理由としてはさまざまあるようですが、私がインターネットとか、そういったので調べた範囲では、医食同源というふうに、体にとっていい食べ物を意識的に常日ごろ食べていたり、また、漢方薬がとても身近で、習慣的に使用することも大きいということが書かれていました。これはあくまで書かれていただけ

なので、これが正しいというわけではありませんが、やはり漢方とかが身近にある文化があるんじゃないかというふうに書かれていました。さて、確かに平均寿命が世界トップとなっている日本ですが、ここで重要なのは健康寿命と言われています。この健康寿命とは、心身ともに自立し、健康的に生活できる期間のことを指しており、近年では、平均寿命とともに大変重要視されています。現在の日本では、平均寿命は、先ほど2018年で84.2歳と言いましたが、健康寿命で言うと、これに大きな開きがあるようです。健康寿命に関しては、調べた範囲では、2016年のデータしかありませんでしたので、それに基づく、健康寿命は女性が74.79歳、男性が72.14歳となっています。2016年時点での平均寿命は、女性が87.14歳、男性が80.98歳となっていますので、女性で12.35年、男性で8.84年の開きがあることとなります。このように高齢者が健康で暮らせる、本当の意味での長寿社会を実現するための課題は、まだまだ多いと言えるのではないのでしょうか。しかしながら、日本は少子高齢化、そして人口減少で大変厳しいのが現状です。そのため、政府では、全世代型社会保障を掲げ、高齢者の方々に支えられるほうの側ではなく、若者と一緒に支える側、支え手になってもらおう、そして働いて税金や保険料も払ってもらおうと考えています。これまでは60歳から70歳の間で受給していた年金について、受給開始年齢の上限の引き上げや収入に応じて年金の金額が減らされていた在職老齢年金の基準について、改正が検討されています。また、1億総活躍社会においても高齢者雇用の促進を掲げており、今後の日本において、元気で健康的に暮らせる高齢者が多くいることが重要な要素を占めていると言えます。私たちが住むここ北広島町においても、特に農業を始め、高齢者の方がいないと成り立たない事業が多くあるのが現実だと思います。そこで問います。北広島町の平均寿命は何歳でしょうか。また男女別と、その平均値もお願いします。

○議長（宮本裕之） 保健課長。

○保健課長（福田さちえ） 北広島町の平均寿命について、保健課から回答させていただきます。

平成27年の北広島町の平均寿命は、男性が81.1歳、女性が87.7歳でございます。平均は84.4歳でございます。以上でございます。

○議長（宮本裕之） 服部議員。

○12番（服部泰征） 大体84.4歳ということは、日本の統計と大体一緒ぐらいということ考えていいと思います。それでは、この平均寿命は北広島町内84.4歳ということなんですが、北広島町の健康寿命は何歳となっているのでしょうか。これに関しては、もし北広島町自体での正確なデータ抽出が難しければ、その例えば就労状況とか、それから各種健康診断とかの実績から出る大まかな数字でも構いません。

○議長（宮本裕之） 保健課長。

○保健課長（福田さちえ） 北広島町の健康寿命でございます。平成28年の北広島町の健康寿命の推定値でございます。男性が80.02歳、女性が83.82歳でございます。

○議長（宮本裕之） 服部議員。

○12番（服部泰征） これは平均値よりも少し高いということで、北広島町は、わりと健康寿命が高いというふうには受け取れるんですが、この状況下で、北広島町はなぜそんなに高いのか、また、なぜこのような状況になっているのでしょうか。その辺りが分かれば。

○議長（宮本裕之） 保健課長。

○保健課長（福田さちえ） 議員おっしゃいますように、平均寿命は全国とほぼ同じでございます。

健康寿命は、全国平均に比べ、男女とも高くなっております。また、平均寿命と健康寿命のデータの年が異なるため、正確な数字ではございませんが、平均寿命と健康寿命の開きは、全国に比べて短くて、男性では約1歳、女性では約4歳の開きがございます。このことから、北広島町においても、日々お元気に暮らしていただくために健康寿命をさらに延ばすことが重要と考えております。なぜ、この数字かというところがございますが、やはり皆さん、地域での役割でありますとか、家庭での役割もでございます。また、交流というところでも積極的に皆さんされているところが一つの原因ではないかと捉えております。課題としては、特に男性の平均寿命、健康寿命が女性に比べて低くなっております。そのため男性の健康づくり、元気づくりの取り組みが課題と捉えております。以上でございます。

○議長（宮本裕之） 服部議員。

○12番（服部泰征） おっしゃられたとおり、やはり地域での役割、家庭での役割というのは非常に大きくて、地域活動を積極的に関わっていただくことというのが大きいと思います。課題は、先ほどおっしゃっていただきましたが、男性の平均寿命が短いということ、その取り組みもされているということなので、しっかり取り組んでいきたいと思いますが、その健康寿命、この北広島町において高齢者にご活躍いただく場や情報の提供について、より一層、もっとも健康寿命を延ばすために取り組んでいくこと、そしてまた、それに対する課題というのはどういふことがあるのでしょうか。

○議長（宮本裕之） 保健課長。

○保健課長（福田さちえ） 高齢者の方に活躍していただける場としまして、保健課では、総合事業の通所サービスのスキット元気塾に、介護予防ボランティアのお元気サポーターとして活動していただいております。また、地域でのサロンや認知症カフェなどでも活躍をされております。保健課として捉えております課題は、シルバー人材センターや事業所など、関係機関と連携し、活躍していただく方の発掘等マッチングの仕組みの構築が必要ではないかと考えております。以上でございます。

○議長（宮本裕之） 服部議員。

○12番（服部泰征） 発掘とか、シルバーのそういった方の参加を呼びかけていくというのは、どこが大体、主体になってやっていかれるのでしょうか。

○議長（宮本裕之） 保健課長。

○保健課長（福田さちえ） 保健課だけでは、とても難しゅうございますので、やはり関係課、庁舎内各部署におきまして、それぞれが連携をしながら取り組んでいく必要があると思っております。以上でございます。

○議長（宮本裕之） 服部議員。

○12番（服部泰征） ぜひ取り組みを進めていただきたいと思います。近年、フレイルという言葉をよく聞くようになりました。このフレイルとは虚弱や衰弱、脆弱などを意味しており、具体的には、加齢などによる筋力や身体能力の低下、運動する頻度の減少、認知能力や判断能力の低下、栄養の不足や体重の減少、社会からの孤立、日常的に管理が必要となる疾患の発症、収入の減少、このようなことを原因として生じる状態とされています。要介護状態になる場合、病気や事故などで健常な状態から突然要介護状態になってしまうことというのがありますが、高齢者の多くの場合は、このフレイルという時期を経て、徐々に要介護状態に移行するケースが多いとされています。また、このフレイルは、健常から要介護へ移行する中間の段階とも言わ

れ、加齢に伴い筋力が衰え、疲れやすくなり、家に閉じこもりがちになるなど、年齢を重ねたことで生じやすい衰えの全般を指しています。いち早く介入して適切な対策を行えば、元の健全な状態に戻る可能性があると言われています。これに対応するため、厚生労働省では、2020年度より75歳以上の後期高齢者の方を対象として、フレイルをチェックする後期高齢者の質問票を導入することにしました。この後期高齢者の質問票とは身体の状態を問う、身体の状態に関する1項目、生活の満足度を問う心の状態に関する1項目、3食の摂食状況を問う食習慣に関する1項目、固い物がかめるか、汁物でむせるかを問う口腔機能に関する2項目、6か月以内の体重減少を問う体重変化に関する1項目、歩く速度や転倒、ウォーキングの有無を問う運動、転倒に関する3項目、同じ発言や日時の不確かさを問う認知機能に関する2項目、たばこ習慣を問う喫煙に関する1項目、外出や家族との付き合いを問う社会参加に関する2項目、そして身近な相談者の有無を問うソーシャルサポートに関する1項目の計15項目を尋ねて、後期高齢者の運動能力や栄養状態を把握し、フレイルの早期発見、そして、重症化予防を推進するものとされています。そこで問います。このフレイルという状態は、要支援、要介護の状態と比べて、具体的にどのように異なるのでしょうか。また、これまでのされてきた介護予防への対策とは異なるのでしょうか。

○議長（宮本裕之） 保健課長。

○保健課長（福田さちえ） フレイルについてでございます。議員がおっしゃいましたように、フレイルとは、高齢者の方の心身の機能が低下した虚弱な状態を言います。介護が必要になる危険性が高いと言われております。フレイルには、議員おっしゃいましたように、筋力の衰えでありますとか低栄養、認知機能の低下とか、閉じこもりや社会交流の減少など、さまざまな要因が絡み合っております。そのためフレイル予防は、これらをいろいろな角度から総合的に予防するもので、これまでの介護予防の対策と同様でございます。以上でございます。

○議長（宮本裕之） 服部議員。

○12番（服部泰征） これまでのフレイル対策ということは、これまでの介護予防への対策と同様ということなのですが、それでは、そのフレイルに該当した場合、介護保険、それから、その他公的な保険というのは利用できるのでしょうか。また、利用ができない場合は、重症化を防ぐための対策というのは、どのように行っていくのでしょうか。

○議長（宮本裕之） 保健課長。

○保健課長（福田さちえ） 保険は利用できるかということでございます。議員おっしゃいました令和2年度から後期高齢者の方の基本健診時に行う質問票でございます。こちらのほう、フレイルなど、高齢者の方の特性を踏まえて、健康状態を総合的に把握する問診票でございます。回答結果から、介護保険サービスがすぐに利用できるものではございません。まずは、地域包括支援センターの総合事業の通所サービスでありますとか、元気づくり推進事業の元気クラブへの参加につないで、フレイル予防に取り組んでいただきます。しかし、健診結果や生活状況を総合的に判断し、介護保険サービスの利用が適切であると思える方には、介護保険認定の申請をご紹介いたします。以上でございます。

○議長（宮本裕之） 服部議員。

○12番（服部泰征） それでは、この北広島町において、フレイルに該当する方はどのぐらいの人数がいると予想されているのでしょうか。

○議長（宮本裕之） 保健課長。

- 保健課長（福田さちえ） どのぐらいの人数がいるかということでございます。後期高齢者の方が基本健診を毎年受診していただいております。そちらが毎年約950人前後でございますので、このうち約450人程度と保健課では予想しております。以上でございます。
- 議長（宮本裕之） 服部議員。
- 12番（服部泰征） 先ほど質問の中で、健診の中で抽出していくということなんで、次の質問ともちょっと重なるかもしれませんが、今言われたように、950人の中から450人ぐらいいるのではないかということでした。早期の対処が重要と言われております。該当される方をどのようにして調査して、抽出をするのでしょうか。
- 議長（宮本裕之） 保健課長。
- 保健課長（福田さちえ） まず基本健診を受けていただきます。基本健診の結果と、医療レセプト情報と介護レセプト情報が一律に個人ごとに紐づけをしまして、フレイルの可能性のある方を抽出するという形でございます。
- 議長（宮本裕之） 服部議員。
- 12番（服部泰征） その医療保険、レセプトと介護レセプト、基本健診結果の抽出とか反映等は町のほうでされるんですか。それとも国保とかそういったところでされるのでしょうか。
- 議長（宮本裕之） 保健課長。
- 保健課長（福田さちえ） 保健課、町民課にございます国保のデータがございますので、そちらのほうで紐づけをさせていただきます。以上でございます。
- 議長（宮本裕之） 服部議員。
- 12番（服部泰征） 保健課でされるということなんですが、その調査とか抽出を行うためには本人や家族の協力が必要と思われまして、やはり行きたくないとか、そういった方もいらっしゃると思うんです。そういった方に対して来ていただくような、フレイル対策に積極的に参加してもらうような取り組みというのは、どのようにお考えでしょうか。
- 議長（宮本裕之） 保健課長。
- 保健課長（福田さちえ） 先ほどから申しておりますように、まずは健診を受けていただくということが大切でございます。フレイル対策に参加してもらうためには、まずは、後期高齢者の方に集団健診でありますとか医療機関健診、人間ドッグ検診を受けていただくことが必要です。そのため、後期高齢者の世帯には、健診の案内を通知をさせていただきますので、病気で治療中の方に、ぜひ1年に1回は健診を受けていただくようにご家族からも声をかけていただきたいと思いますのでございます。併せてフレイルにならないように、保健師や栄養士が訪問や健診結果説明会などでフレイル予防の大切さを伝え、介護予防教室などへの参加を進めてまいります。以上でございます。
- 議長（宮本裕之） 服部議員。
- 12番（服部泰征） さまざまな対策を考えられているようなので、その回答とまた重なるかもしれないんですが、最後この質問をさせていただきます。老夫婦の方のみや一人暮らしの場合は、再び悪化する可能性というのもあります。やはり継続した支援の取り組みというのが必要だと思うんですが、その辺りはどうお考えでしょうか。
- 議長（宮本裕之） 保健課長。
- 保健課長（福田さちえ） 議員おっしゃるとおりだと思っております。高齢者の方だけではなく、地域の方にも機会あるごとにフレイル予防の大切さを伝え、地域みんなで取り組める仕組みづ



くりが必要と考えております。具体的な取り組みにつきましては、先進自治体の取り組みなどを参考に、今後検討してまいります。以上でございます。

○議長（宮本裕之） 服部議員。

○12番（服部泰征） さて、地域で元気に過ごすためには、地域コミュニティへの積極的な参加が必要とされていますが、そのためには外出しやすい環境も大事だと思います。北広島町では、より利用しやすい公共交通に向け、さまざまな試みをしており、交通弱者の解消に向け、官民を挙げて取り組みをされています。そこで問います。北広島町では、公共交通の再編を行っているとのこと、現在の進捗状況は。また、この再編によりどのような形になるのでしょうか。

○議長（宮本裕之） 企画課長。

○企画課長（砂田寿紀） 公共交通のご質問でございますので、企画課からお答えいたします。再編でございますけれども、平成29年度に策定いたしました北広島町地域公共交通計画に基づきまして、平成30年度及び令和元年度に町内幹線・支線の運行経路、ダイヤの見直し及び実証運行、また乗り継ぎ拠点の整備を行ってまいりました。現在も継続して検討している案件を除き、ほぼ実施をしているところでございます。どのような形ということでございますが、路線等の再編につきましては、現在の車両数で通学、通院、買い物の移動利便性を確保したダイヤ、便数等の見直しを行ったということでございます。

○議長（宮本裕之） 服部議員。

○12番（服部泰征） 地域の方と話をすると、この公共交通の使い方について、どこに連絡をすればいいのか、どのようなサービスなのかというのを知らないという方が意外と多いことに気付かされました。この公共交通についてはご存じの方も多くおられると思いますが、改めて問います。この北広島町において提供している公共交通というのはどのようなサービスがあるのでしょうか。

○議長（宮本裕之） 企画課長。

○企画課長（砂田寿紀） 町が提供しているというよりも、北広島町内において、民間も含めて提供されているサービスということで、お答えをさせていただきたいと思います。町内の公共交通は、路線バス、それからホープタクシーという形態をとっておりまして、町内の路線バスの乗合バス事業者によって運行されているところでございます。町は、その運行に対しまして補助金の交付を行っているということでございます。それから、町営で運行しておりますのは、路線バスの町営千代田八千代線の1本になっております。

○議長（宮本裕之） 服部議員。

○12番（服部泰征） これら公共交通について質問とか、使う場合どこに連絡すればいいのでしょうか。

○議長（宮本裕之） 企画課長。

○企画課長（砂田寿紀） 利用のための連絡が必要ということでございますので、これはホープタクシーについてのお答えとさせていただきます。ホープタクシーを利用する場合は、ホープタクシー予約センターに、利用日の3日前から30分前に予約の電話を入れていただいて、住所、名前、行きたい時間、行きたい場所を伝えていただくということになります。

○議長（宮本裕之） 服部議員。

○12番（服部泰征） 先ほど同僚議員のほうからも質問があったので、同じ回答になると思うんですが、そういった公共交通を使う場合、免許返納者、それから要介護者、障害者などへの優

遇の措置はあるでしょうか。

○議長（宮本裕之） 企画課長。

○企画課長（砂田寿紀） 公共交通に関する優遇措置ということでございますので、基本的には、運賃の減免ということでお答えをさせていただきたいと思っております。免許返納者につきましては、先ほどお答えしたとおりで、特にございません。身体障害者の手帳の所有者であったりとか、療育手帳、精神障害者、児童福祉法の適用を受ける方につきましては、路線バス、それからホープタクシーとも運賃の減額をしているところがあります。

○議長（宮本裕之） 服部議員。

○12番（服部泰征） 療養の対象者にはあるということなのですが、要介護者に対しては、ないということでしょうか。

○議長（宮本裕之） 企画課長。

○企画課長（砂田寿紀） 要介護の件でございますが、基本的には身体障害者の方も要介護に当たるのかなということで、恐らく先ほどからの質問の流れで、例えば、後期高齢者であったりとかいうところがございますが、現在のところはございません。

○議長（宮本裕之） 服部議員。

○12番（服部泰征） 今後、要介護者、頑張っって抑制していくんですが、増える可能性もあると思います。検討はされるのでしょうか。

○議長（宮本裕之） 企画課長。

○企画課長（砂田寿紀） このバス運行に関しましては、路線、それから運賃ともに申請をして許可をいただくというような手続が必要になってまいります。当然、旅客運賃の割引につきましても、この許可の中に含まれるということでございます。今後、この公共交通会議の中で、このことに関しては研究をしていくというようなことで、今させていただこうと思っております。

○議長（宮本裕之） 服部議員。

○12番（服部泰征） それでは、この公共交通について、住民の方への広報活動、それから説明はどのように行っているのでしょうか。

○議長（宮本裕之） 企画課長。

○企画課長（砂田寿紀） まずは、公共交通ガイド、皆さんのお宅にも配布はされていると思っておりますが、各戸へ配布しております。また、ホームページには公共交通ガイド、それから北広島町バスロケーションシステム等の情報提供を行っているところでございます。また、年に2回、町政の窓におきまして、公共交通の周知を行っているところでございます。今年度につきましては、6月にホープタクシーの利用の仕方、それから9月に、路線バスの運賃、ダイヤ改正について周知を行ってまいりました。また、きたひろネットデータ放送におきましても、運行ダイヤや予約先の情報を提供させていただいております。

○議長（宮本裕之） 服部議員。

○12番（服部泰征） 次の質問にあるようなサービスの周知を、より一層推進していくために取り組むことはあるかということも今おっしゃっていただいたんですが、今と違うことがあれば、もし周知をより一層していくために取り組んでいくことはあるでしょうか。

○議長（宮本裕之） 企画課長。

○企画課長（砂田寿紀） 先ほど来、免許返納者のことございましたけども、一昨年度から免許返納の促進ということで、県と一緒に地元にも赴きまして、いろんなことでホープタクシーの利

用というものを促進させていただきました。その中では、お買い物の体験ツアーであったりとかいうものもさせていただいたようなところがございます。これからも高齢者サロンなどで、公共交通の利用について促進のご案内をさせていただきたいと思っております。

○議長（宮本裕之） 服部議員。

○12番（服部泰征） この公共交通に関しては、ウーバーを利用した公共交通空白地有償運送、それからAIによる最適運行、自動配車サービスなどに取り組んでいる自治体もあると聞きます。また、近年ではMaaS、通称マースと呼ばれるカーシェアリングやライドシェア、オンライン配車サービスなどを組み合わせた総合的な取り組みも進んできていると聞いています。このうち、どのサービスが適しているのかということは面積、それから人口など、地域の状況によって異なってきますので、正解はないと思いますが、さまざまなサービスを検証して、よりよい公共交通のあり方を目指していただきたいと思います。一方、地域の方に話を伺うと、積極的に外出するには、やはり自家用車は手放せないと言われる方も多くおられました。最近では、技術の発展により全体的な交通事故は減っていますが、逆に高齢者の事故率は上がっているようです。もちろん近年の高齢者による交通事故を受け、免許を返納される方というのは増えていますが、地方のように車がないと生活が不便なところに住まわれている方は難しいようです。公共交通の充実というのももちろん必須ですが、一方で、運転を続け積極的に活動したい方を応援する取り組みというのも大切だと思います。そこで問います。このように自分で運転したい方というのも一定数おられます。どのように捉えられているのでしょうか。

○議長（宮本裕之） 総務課長。

○総務課長（畑田正法） 免許を返納することで、これまでの生活環境が変わってくると思います。長く免許を所持していただくために、免許更新時における高齢者講習、認知機能検査を受講し、加齢に伴う身体機能の変化を理解していただいて、変化に応じた運転を行うことで、安全運転を続けていただくことができると思っております。

○議長（宮本裕之） 服部議員。

○12番（服部泰征） それでは、北広島町独自の地域限定や時間帯限定などの免許制度というのは考えられているのでしょうか。

○議長（宮本裕之） 総務課長。

○総務課長（畑田正法） 時間帯や地域を限定して運転を認める限定免許の導入が国の中で研究されているようですが、国としましても、まだ結論が出ていない取り組みであります。現段階では、現実的な取り組みとはなり得ないのではないかと考えております。

○議長（宮本裕之） 服部議員。

○12番（服部泰征） 国も主導して進めていますが、やはり町内でも、これから考えていく必要があると思います。例えば時間帯でいえば、交通の数が多い時間帯とか、それから通勤とか通学を外せば、わりと事故率も減ると思うんです。そういった、例えば北広島町であれば、もしなったときに、そういう制度ができたときに、ぱっと運用できるように考えておくべきかなとは思いますが、その辺りどうでしょうか。

○議長（宮本裕之） 総務課長。

○総務課長（畑田正法） 考え方としてはあるかも分かりませんが、じゃあどこで区切っていくのか、どこの地域にするのか、どこの時間帯にするのかという現実的な問題になれば、非常に難しい部分があるかと思っております。まだまだ国の中でも研究段階、議論の段階でございます。

ので、そこら辺も参考にしながら、国の指針も含めて考えてまいりたいと思います。

○議長（宮本裕之） 服部議員。

○12番（服部泰征） 公共交通が不便な場合は、ますます家から出なくなることが増えると思っております。運転講習をきちんと受けて、運転が可能となった方は、できるだけ運転したいとの意見も聞きます。そこで問います。北広島町独自での高齢者講習などは実施しているのでしょうか。また、実施している場合、例えば利用しやすいよう、町内に講習所などは設けているのでしょうか。

○議長（宮本裕之） 総務課長。

○総務課長（畑田正法） 北広島町独自での高齢者講習は実施はしておりませんが、本町には、可部自動車学校が千代田交通安全センターというものを設置しております。平成31年4月に開始されて、平成元年中においては約1800の方がご利用されたということでございます。こういうことも含めまして、今後も積極的に活動したい高齢者ドライバーへの応援に努めてまいりたいと思います。

○議長（宮本裕之） 服部議員。

○12番（服部泰征） 町内には、そういった講習ができる場がないということではなかったですかね。可部に行かれてる、町内にある。そこをしっかりと使っていただくようにしていただければと思います。それでは、積極的な社会活動を続けていくために、自ら運転したい方もいらっしゃると思います。また、安全機能の後づけや安全性能の高い車両の購入について助成等を考えられているのでしょうか。

○議長（宮本裕之） 総務課長。

○総務課長（畑田正法） ご指摘の助成制度でありますけども、今、国が行っている制度で、65歳以上の高齢運転者が安全運転サポート車の車両を購入する場合、あるいは後付けのペダルの踏み間違い、急発進抑制装置の設置補助等のサポカー補助金というものがございます。これを紹介しているところでございます。

○議長（宮本裕之） 服部議員。

○12番（服部泰征） 特に、町内独自ではないということで、認識でいいですか。高齢化が進む日本では、高齢者が元気であり、また社会を支える一員として活躍していただくことがますます重要になってきます。そこで最後に、町長に問います。北広島町の高齢者が健康で、そして元気に社会生活を送れるよう、北広島町が取り組んでいくこと、力を入れていくことは何でしょうか。

○議長（宮本裕之） 保健課長。

○保健課長（福田さちえ） 保健課では、きたひろネットで飲み込みやかむことのフレイル予防でありますオーラルフレイルの予防として、お口の体操でありますとか、筋力アップのスキット体操をきたひろネット放送で定時放送しております。また毎朝、ラジオ体操の音声放送を流すなどで、ご自宅でフレイル予防に取り組んでいただく環境づくりに努めております。併せて、元気づくり推進事業やきたひろ元気アップ教室などへの参加を促し、体づくりとともに人との交流で、笑顔が増えるよう、通いの場の支援に取り組んでいるところでございます。これらを引き続き力を入れて取り組んでまいります。以上でございます。

○議長（宮本裕之） 服部議員。

○12番（服部泰征） 少子高齢化対策は待ったなしであり、若者定住は進めていく必要があります。

す。また同時に、北広島町に住む高齢者ができる限り健康寿命を延ばし、いきいきとした生活を送れることが、ゆくゆくは若者の定住につながっていくと思いますので、北広島町の今後の取り組みに期待しまして、私の質問を終わります。

○議長（宮本裕之） これで、服部議員の質問を終わります。暫時休憩します。50分から再開します。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後 1時 40分 休憩

午後 1時 50分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（宮本裕之） 再開します。次に、8番、山形議員。

○8番（山形しのぶ） 8番、山形しのぶでございます。先に通告いたしました質問、北広島町の不妊治療助成事業について伺います。2019年の国内で生まれた日本人の数は、明治32年に統計をとり始めて以来、初めて90万人を割ることが厚生労働省の推計で分かりました。こちらの推計によりますと、86万4000人となるそうです。厚生労働省の研究機関は、86万人台は、令和3年を見込んでいたこともあり、日本の少子化が進んでいる状況がよく分かります。人口減少も深刻であり、死亡者数から出生数を差し引いた人口の自然減51万2000人と、こちらも初めて50万人も超えました。昨年度は、令和婚と言われる改元があります5月に結婚を遅らせた人が多く、出産時期が後ずれしたという可能性があると言われていたようですが、それだけでもないと考えられています。さまざまな資料でもお話がありましたが、少子化の大きな要因としては、晩婚化による未婚率の増加、ライフスタイルの変化や低収入などによる将来不安も出ています。内閣府が、平成29年度版少子化社会対策白書によりますと、平均の初婚年齢、出生順位別母の年齢と、この年の推移というのが出ておりました。初婚年齢が1980年は25.2歳と言われていましたが、2015年は29.4歳というふうに35年で初婚の年齢数でさえ5歳も上がっているという状況です。また、核家族も増え、働く世代、共働きの家庭も増えてまいりました。そんな中、昨年度の育休取得率は80%を超える女性に対しまして、男性の育休の取得率は約6%です。また、この6%の状況が、昨日の中国新聞でも出ておりましたが、1週間程度の育休という方が大変多くいらっしゃいまして、また、大きくても1か月という男性の育休取得率です。女性に比べますと、随分少ないものになっております。子育てをしやすい職場環境を作る必要というのも大切であると言われております。厚生労働省の研究資料によりますと、子どもを授かりたいと望み、妊娠、出産に向けた妊娠活動、最近では、もう妊活という言葉も出ておりますが、この妊活の一つにある不妊治療が増加傾向にあります。不妊治療の一つである体外受精と顕微授精による出生児数の推移は、平成18年の約2万人から、平成26年には約4万7000人と増加してまいりました。総出生児数を占める割合も平成18年のときには1.79%から、平成26年には4.71%と増加をしています。現在では、さらに不妊治療も増えておりますので、この人数もさらに増えているのでは

ないかと思われます。しかし、不妊治療には多額の治療費がかかります。また、治療の過程では、痛みを伴う採卵や複数回の注射、また、薬の服用など身体的な苦痛もあります。この身体的苦痛も本当に大変なものではありますが、また、それ以上にも精神的苦痛もとても大きい問題にもなっています。個人の人生のことを考える不妊治療でもあります。治療を始めるには、そのタイミングでも動かなくてはいけないという仕事のこと、そして、自分の生活スタイルを考えなくてはいけないこと、また、治療内容や方向性の選択や決断を考えられます。また、難しくなってくる終結、この結びのタイミングの決断など、精神的な苦痛もとても大きいものです。北広島町では、平成29年から不妊検査、一般不妊治療に係る費用の一部助成があります。どのような助成がありますでしょうか。そして、不妊治療に対しての北広島町の支えを伺います。まず初めに伺います。北広島町の不妊治療費用の一部を助成する事業の対象者と内容を伺います。通告しております内容には、まずは、不妊検査といたしまして、不妊検査と言いますと、女性でありましたら、子宮筋腫や、また子宮内膜症などないかどうかの内診や子宮卵管の造影検査、また、男性の精液検査がございます。そういった不妊検査、そして一般不妊治療でありますタイミング法や人工受精、薬物療法やそして手術療法、そして2つ目といたしましては、特定不妊治療、体外受精や顕微授精、また、3つ目に、不育症の治療といたしまして、妊娠はされますが、流産や死産を繰り返してしまう不育症治療についてです。今伺いました内容の助成、そして対象者、内容を伺います。

○議長（宮本裕之） 保健課長。

○保健課長（福田さちえ） 保健課からご答弁させていただきます。まず初めに、不妊検査、一般不妊治療でございます。不妊検査、一般不妊治療の対象者でございます。対象者は、夫婦ともに北広島町に住所を有する方で、妻の年齢が39歳以下で、夫婦とも町民税等の滞納のない方でございます。内容は、議員がおっしゃいましたように、まずは、夫婦そろっての不妊検査と、検査後のタイミング療法、薬物療法、人工受精などの医師が認める一般不妊治療でございます。助成回数は、1夫婦につき1回限りで、助成費用は、上限額5万円でございます。次に特定不妊治療でございます。特定不妊治療の対象者は、先ほどと同じく夫婦ともに北広島町に住所を有する方で、広島県の不妊治療支援事業において、不妊治療費助成の承認決定をされた方で、町民税等の滞納のない方でございます。広島県の不妊治療支援事業の妻の対象年齢は、治療期間初日において43歳未満となっております。内容は、指定医療機関での体外受精、または顕微授精でございます。また、男性の特定不妊治療でございます。助成回数は、妻の治療開始時の年齢が39歳以下の場合、43歳になるまで通算6回で、妻の治療開始時の年齢が40歳以上の場合、43歳になるまで通算3回でございます。助成費用は、町は県の助成額の残額を全額助成としております。次に、不育症治療でございます。不育症治療の対象者は、先ほどと同じく夫婦ともに北広島町に住所を有する方で、町民税等の滞納のない方でございます。不育症の治療の専門医により不育症と診断され、専門医により検査及び治療を受けた方でございます。内容は、専門医による不育症の治療でございます。助成費用は、全額助成としております。以上でございます。

○議長（宮本裕之） 山形議員。

○8番（山形しのぶ） 1点確認をさせていただきます。不育症治療に対しての年齢制限というのはありますでしょうか。

○議長（宮本裕之） 保健課長。

○保健課長（福田さちえ） 現時点においては、年齢制限はございません。

○議長（宮本裕之） 山形議員。

○8番（山形しのぶ） 今、不妊検査、一般不妊治療、特定不妊治療、不育症治療についてのことを伺いました。また、金額として、助成と年齢が定められているという状況です。広島県が出しておりますQ&Aの検査や治療の費用をどのぐらいかかりますかというものがございます。この治療等にかかる費用は、個人や医療機関によっても差がありますので、概算といたしまして、目安という形で提案をされていますが、不妊検査のところで大体1万円から10万円、そして先ほどの一般不妊治療になりますと、タイミング法まででしたら、大体1万円、それから薬物療法で1万円、人工受精になりますと1回当たり1万円から3万円、手術療法にいきますと10万円から40万円かかります。この特定不妊治療になりますと、体外受精は、1回に当たり30万円から50万円、顕微授精になりましたら、1回当たり40万円から60万円というのがありました。これが広島県が出しているもので、広島県が不妊の治療している専門的な病院を調べましたら、平均としまして、やはり体外受精が約40万円、顕微授精が約50万円はかかるということが分かっております。大変非常に金額もかかるものではありますし、また、年齢制限もあります。この最初に伺いました一般不妊治療の部分ですと、夫婦ともに北広島町、そして妻の年齢が39歳以下となっています。特定不妊治療になりましたら、39歳とはいわず、43歳になるまで等々がありますが、なぜ、この一般不妊治療は39歳以下というふうに定められているのでしょうか。43歳との差があると思いますが、そのことについて何かありましたら、お願いします。

○議長（宮本裕之） 保健課長。

○保健課長（福田さちえ） 年齢制限を設けている理由でございます。女性の卵子の数でありますとか質は、年齢ととても密接な関係がございます。そのため、女性の年齢が上がるにつれて、妊娠に至るまでの期間が長くなったりとか、妊娠に至る確率が下がることでありますとか、妊娠したとしても、流産をしてしまう率が高くなると言われております。そのため特定不妊治療につきましては、厚生労働省のほうが、こちらのほうの科学的データを根拠として妻の年齢を43歳としております。一般不妊治療につきまして、町のほうが39歳以下としておりますのは、特定不妊治療の前の段階の検査、治療として位置付けておりまして、39歳以下とさせていただいております。また、37歳を過ぎると、卵胞細胞の数が急速に減るというデータもございますので、こちらのほうも根拠の一つとして、39歳以下とさせていただいているところでございます。

○議長（宮本裕之） 山形議員。

○8番（山形しのぶ） 私は、一般不妊治療の不妊検査、一般不妊治療の最初の不妊治療始める最初のタイミングだと思うんですが、その年齢が39歳以下というのは非常に厳しいのではないかなと思います。先ほど答弁がありましたが、妊娠、年齢が上がるにつれて非常に難しくなる状況というのはありますが、この特定不妊治療助成事業における助成対象者の状況というのが、一番近いもので平成23年度のものしかありませんでしたので、こちらを少し紹介をさせていただきますと、対象になっておりますのが、一番100%中40%を占めているのが35歳から39歳なんです。そして、続いて多くなっている年齢が26.7%が40歳から44歳がこの助成事業に関わっている対象者の方というふうになっています。不妊治療を始める段階のこの一般不妊治療に踏み出すのも、30代のときは少し悩むところがあると思うんです。今は、

これだけ不妊のことについて妊活という言葉が出ているぐらい、皆さんよく知っていただいていると思いますが、なかなか自分自身がそういうふうになるのではというふうを考える方も、そう多くはない時代でもあると思います。この助成が39歳というのがスタートとなる、一般不妊治療が39歳というのは非常に低いなと思うんですが、この助成についての改善点への考えはありますでしょうか。伺います。

○議長（宮本裕之） 保健課長。

○保健課長（福田さちえ） 議員おっしゃいますこともよく理解しております。不妊検査、一般不妊治療につきましては、これは広島県の独自事業でございます。広島県のほうは、議員おっしゃいましたように、妻の年齢35歳未満としております。町独自として35歳以上から39歳以下というものを設けております。39歳にしたというところでございますが、39歳過ぎて、40歳過ぎると、やはり一般不妊検査でありますとか、一般不妊治療よりも特定不妊治療のほうに移行される方が多いというところも踏まえての年齢制限でございます。今後、ここの年齢制限をとるということは考えておりません。以上でございます。

○議長（宮本裕之） 山形議員。

○8番（山形しのぶ） 今、保健課長がおっしゃった39歳以上になってくると、特定不妊治療という形の進めることもあるという話がありました。確かにそういったところの相談というのも非常に大事な部分だと思います。次の質問にもありますが、平成8年度以降、不妊専門相談センターというのが全国に設置をされています。こちらは、データで調べましたら、自治体や単独を含みまして、60か所以上、こちら全国に設置をされているようです。広島県にも医師や助産師などの専門の者が対応されているようですが、この中では、どういったものがありますかと言いますと、やはり相談窓口、またアドバイス等プラス、例えば岐阜県でありましたら、不妊の治療をされていらっしゃる当事者の方、そして経験者の方が交流会というのを毎週されている様子。また、札幌市では、不妊の始めどき、やめどきというものをセミナーでも伝えているという状況もありました。北広島町独自には、こういった不妊専門相談、そういった専門というのをセンターを設けていますでしょうか。もしくはその相談がある場合には、どちらのほうに伺ったらいいかを伺います。

○議長（宮本裕之） 保健課長。

○保健課長（福田さちえ） 不妊専門相談についてでございます。町独自には、不妊専門相談としての専門家と言いますか、担当の専門職は設置しておりませんが、今現在は、保健師のほうのご相談に対応しておるところでございます。今後でございます。今後、専門相談としての設置は予定はしておりませんが、町内にも、不妊検査とか治療で悩むご夫婦もおられることとか、広島県の不妊専門相談センターに相談することを躊躇される方もおられるかと思っておりますので、今後は、ネウボラきたひろしまでござに、ネウボラ助産師がおりますので、不妊についても気軽にこの助産師にご相談していただけるように、ネウボラ助産師相談デーを周知してまいります。以上でございます。

○議長（宮本裕之） 山形議員。

○8番（山形しのぶ） これは、もう少し先の質問でもありましたが、ネウボラきたひろしまでござでも、そういった助産師の方が中心となってやっていくというのを、不妊の相談窓口という形で、助産師の方がされるということでもよろしいでしょうか。

○議長（宮本裕之） 保健課長。



- 保健課長（福田さちえ） 不妊相談に関して特化してというわけではなくて、ネウボラ助産師相談デーで、不妊相談も一緒に相談を受け付けるという形でございます。
- 議長（宮本裕之） 山形議員。
- 8番（山形しのぶ） それでは、助産師の方がそういった相談に乗ってくださるというのは、町民の方も知らない方も多と思いますので、それはもうされるという形で、はい分かりました。続いての質問にいきます。WHOの1996年のデータによりますと、7273カップルの不妊原因、こちらによりますと、不妊の原因は全体の48%が男性側にあると言われております。不妊治療という、ついつい女性をイメージすることが大変多くあると思いますが、こちらは男性の不妊というのも全体の48%と言いますと、本当に半数の状況です。広島県は、不妊検査事業の助成事業のところ、夫婦そろって受けていきたいと思いますよというふう、夫婦そろっての不妊治療の促しがあります。また、男性の不妊検査というのも多くありまして、こちら、精管機能障害に対する精管形成術なども、これは保険適用内で行うことができます。不妊治療の大変さというのは、女性の、先ほど痛みを伴うというのもお伝えをさせていただきました。採卵の際の痛みプラス注射をする場合の下腹部の腫れや精神的な落ち込みやイライラ、そういったものも非常に多くあります。不妊治療中に夫婦仲がうまくいかないということもよくあるというふう、伺っております。広島県民の妊活ぶっちゃけ大調査というのがありまして、夫婦で受診を促すサイトがありました。このサイトにも、パートナーが検査に行ったきっかけ、男性の方が行ったきっかけや、それからパートナーが検査に行った中でも、病院の指示がどういうふうにあったか、それから、どのような声かけがあったかとか、どんなサポートをしてほしかったかとか、男性の方にも、夫婦一緒に妊活をしていくということが出されています。でも、なかなかそれが伝えられていないという状況にもあるかと思えます。過去にも、北広島町にも不妊の相談にいらっしゃった方、また、助成を利用されている方もいらっしゃいますので、そういった相談はあると思います。その際に、男性の不妊検査は促していらっしゃいましたでしょうか、伺います。
- 議長（宮本裕之） 保健課長。
- 保健課長（福田さちえ） 保健課へ不妊の相談に来られた際には、やはり男性の不妊のことについても、お話をさせていただいております。議員おっしゃいましたように、不妊検査、一般不妊治療費助成事業は、夫婦そろっての検査が基本となっておりますので、まずは、そちらのほうをご紹介させていただいているところがございます。しかし、やはり女性の不妊検査、治療に比べまして、男性の不妊検査については、まだまだ理解が低い現状がございます。そのため、引き続いての周知等、正しい情報の提供に取り組んでいかないといけないと考えております。以上でございます。
- 議長（宮本裕之） 山形議員。
- 8番（山形しのぶ） 課長が今おっしゃったように、本当に男性の方の認識というのが非常に低い状況にあると思います。不妊検査、また不妊治療は夫婦ともに行っていくというものをさらにつなげていただきまして、治療される方、精神的、経済的にも本当に厳しい状況です。その中でも、ちょっとした一言で男性の方が変わる部分、また、夫婦と一緒に頑張っていこうという気持ちの醸成にもつながっていくと思いますので、そういった促しを今後も行っていきたいと思えます。妊娠、出産という形で、中学生中心といたしまして、命の授業というのを行っています。この命の授業が行って数年経ってまいりましたが、その根拠について、今一度伺

います。

○議長（宮本裕之） 福祉課長。

○福祉課長（細川敏樹） それでは、命の授業を管轄しております福祉課よりお答え申し上げます。現在、町内全中学校の3年生を対象としまして、毎年行っております命の授業ですが、実施する根拠といたしましては、思春期を迎えた生徒に対し、妊娠、出産、子育ての正しい知識や命の大切さを伝えると同時に、結婚や子育てなど、夢のある将来像を描いてもらうなどの目的がございます。

○議長（宮本裕之） 山形議員。

○8番（山形しのぶ） 今、命の大切さや夢のあるというのがありましたが、妊娠というのは、もう誰もが結婚したら妊娠をするという状況ではないというのが、今不妊治療にも出ています。そういった年齢が上がるにつれて妊娠をしにくい状況になること、また、男性にも不妊ということがあるんだよという、そういった授業はされていますでしょうか。

○議長（宮本裕之） 福祉課長。

○福祉課長（細川敏樹） 年齢の推移と妊娠のしやすさ、妊孕性の関係や出産適齢期の説明は行っておりますが、不妊そのものについての説明は行っておりません。

○議長（宮本裕之） 山形議員。

○8番（山形しのぶ） 今でこそ不妊という言葉、また、妊活という言葉が出ていますが、まだまだ浸透は薄いと思います。今から晩婚化がさらに進んでいきますと、結婚年齢が上がるにつれて妊娠をしにくい状況というのも進んでいくと思いますので、そういったものも命の授業に入れることができれば、みんなで、夫婦で進めていくんだよということの一つにもつながっていくと思います。また、男性の方の不妊プラス、よく命の授業で、本年度から男性の方が参加をされる、お父さんが参加をされるようになりました。そのときは、お父さんとして子どもを育てる上でできること、お父さんとしての出産時の協力等々の話をされていらっしゃるというふうには伺っていますが、それプラス、もし妊娠がしづらい状況になったときに、パートナーにどんなサポートをしてほしいですかとか、こんなふうにパートナーが助けてくれてうれしかったよという女性のさまざまな声というのも、この広島県民の妊活ぶっちゃけ大調査にもありますので、お父さんができること、パートナーのときに、カップルのときにできることなども命の授業に入れていただけると、子どもたちにも早い段階から知っていただけるのではないかなというふうに思っています。次の質問にもあります。今一度伺います。命の授業についてですが、不妊や出産年齢について、そういった話というのは行っていますでしょうか、伺います。

○議長（宮本裕之） 福祉課長。

○福祉課長（細川敏樹） 先ほども少し申し上げましたけども、年齢の推移と妊孕性の関係の説明は行っております。不妊そのものについての説明は行っておりませんが、この授業そのものが始まった経緯でございますけども、現在6年目を迎えたところでございますが、当初は少子化対策事業の一環としまして、生徒自身が結婚や子育てを身近に捉え、具体的に将来像を描いてもらうという少子化対策、言い換えれば、結婚を促進するということが大きな目的でございました。その後さらにいろいろと協議を重ねるに従いまして、さらに命の尊さを知る、また自分自身を大切にすることを育む、他者への思いやりを身につけること、それと今議員おっしゃいましたように、父親の子育て参加の意義を知るなど、目的が多く成果が得られる内容に膨らんでまいりました。ただ、不妊に対して夫婦ともに取り組んでいくということは、先ほどからお

話いただいているところでございますけども、やはり当初の発端としまして、中学3年生におきましては、まず、将来の夢を描いていただく、これを第一に考えておりますので、不妊に対して、いろいろと取り組むということについては、まだ少し早いのかなと思うのが一つです。もう一つの理由としましては、現在、高等学校のほうで性教育の授業がございます。教員の方が直接授業される場合もありますが、近年、福祉課のほうに講師を派遣してほしいということで依頼がありまして、保健師と助産師が高校のほうに赴きまして、その中で、中学校の命の授業のときよりさらに進んだ性教育のお話をしているところがございます。こちらのほうで、今後不妊の治療について、ご夫婦でいろいろと取り組むということで、町と県と、それからご本人、夫婦と、いろいろな取り組み方があるんだよということで、こういった取り組みの内容を紹介するというような機会を設けていければなというふうには考えております。

○議長（宮本裕之） 山形議員。

○8番（山形しのぶ） 今、福祉課長が話されたように、確かに中学生に対しては、命の授業の中でも、命の大切さや出産、喜びを感じる中で、不妊というのは難しい部分があると思います。今答弁にもありました高校生には、よりというのがありましたので、そういった高校生は本当にもうすぐ結婚というのが近い年代だと思っておりますので、ぜひその取り組みを行っていただきまして、不妊治療を今後もしされるご夫婦が一組でも、ご夫婦一緒になって頑張れる状況というのを応援していく体制を作ってもらいたいと思います。北広島町の不妊治療費の助成についてはさまざまなことがあると思いますが、課題と言いますか、何かありましたら、こちら答弁をいただきたいと思っております。

○議長（宮本裕之） 保健課長。

○保健課長（福田さちえ） 課題でございます。出産年齢でございます25歳から44歳の女性の就業率というのが、男女共同参画白書によると平成30年度においては76.5%というデータがございます。また、先ほどから議員おっしゃいました、県が実施した妊活に関するアンケート調査結果などからも、不妊治療をする際の大きな課題というものが職場のサポート、仕事と不妊治療の両立ということが出ております。町としても、やはり職場のサポートとか不妊治療の両立というところが大きな課題ではないかと考えております。併せて、体外受精や顕微授精などの特定不妊治療にかかる治療費でございます。こちらのほうは、治療費は年々やはり高額となってきておりますし、また、治療自体も年々高度化しております。経済的な負担も大きくなっていること、併せて期間等で精神的な負担も大きいということが大きな課題ではないかと捉えております。以上でございます。

○議長（宮本裕之） 山形議員。

○8番（山形しのぶ） 職場のサポートというのがありました。不妊治療を行っていく中では、もう日数というのが限られています。今日この日に病院に行って注射を打たないといけない。きょうこの排卵の時期にというふうに、すべてその時期というのが個人に決められてしまいます。その中で動く大変さというのがありますので、職場の皆さんにもそういうことを分かっていたいただきたい。また、男性不妊治療をされる場合にも、男性が勤める職場にもそういったことをしっかりと理解していただく環境を作ってもらいたいと思います。また、治療費が大変高額というものがありました。非常に体外受精、人工受精、そして顕微授精になりますと本当に高額にはなってきます。また、先ほども少しお話をしましたが、辞めどきも難しい状況にあります。卵子のほう凍結する場合でしたら、2年間保管をする中で約10万円かかります。そして、こ

の保管の中では、1年1年延長するごとに1年延長に対して5万円、次の1年延長で5万円というふうに、今いる、もしかしたら妊娠できるかもしれない可能性をずっと持ち続けて、いつまでもその状況から進むことができないという方もいらっしゃいます。その経済的負担というのも大変多くあると思いますので、北広島町でも助成はしっかりと持っていただいて、多くの皆さんの支えになっていただきたいと思います。先ほども少し答弁がありましたが、妊娠期から18歳までを支えるネウボラきたひろしまでござります。妊娠に至るまでの取り組み、先ほどの考えどおり、助産師がそこに関わるということでもよろしいでしょうか。伺います。

○議長（宮本裕之） 福祉課長。

○福祉課長（細川敏樹） 先ほど保健課からもありましたように、不妊相談について、ネウボラ、助産師がその相談に応じていることはご答弁申し上げたとおりでございます。ただ、ネウボラ自体の活動としましては、妊娠期から18歳までの子育て世代を対象とし、相談支援を行うということで、子育てに対する不安や負担感の軽減を図ることや、個々の課題やリスクを早期に把握し、さまざまな支援へ結び付けることを目的としております。このことありまして、不妊治療など妊娠に至る前の支援につきましては、ネウボラの範囲ではなく、保健課のほうでの相談に対し、ネウボラ助産師等が側面から協力していくという形の相談体制のまま進めていきたいと考えております。

○議長（宮本裕之） 山形議員。

○8番（山形しのぶ） 助産師の方のアドバイスというのは大きな力になると思いますので、そちらを進めていただきたいと思います。続いての質問です。あえて保健課の考えを伺いたく、この質問を挙げさせてもらいました。不妊治療に取り組むカップルの支えとなる制度に対しまして、保健課の考えを伺います。

○議長（宮本裕之） 保健課長。

○保健課長（福田さちえ） 保健課の考えでございます。子どもを生み育てたいと願う方が安心して不妊治療に取り組むことができる制度の一つでございます、不妊治療費助成事業でございます。こちらのほうは、年齢でありますとか回数、上限額の見直しは、今後していかないとはいけません。この事業自体は継続してまいります。併せて、国でありますとか県に対して、この不妊治療と仕事が両立できる環境づくりでありますとか、不妊治療費の拡充というところを要望してまいります。以上でございます。

○議長（宮本裕之） 山形議員。

○8番（山形しのぶ） 不妊治療の拡充というのは、とても大きな力になると思いますので、そういった動きを進めていただきたいと思います。本当に不妊治療を行っていく中では悩みが尽きません。毎月毎月がっかりする思いもあったり、そして不育症のように妊娠できた喜びとともに育つことができない悲しみ、そういった中で生きていかななくてははいけません。また、年齢の制限があるということは、43歳までとありますと、もうテレビや芸能人などでは47歳で出産をしたよとか、そういった言葉を聞くと、まだチャンスがあるのではないかと思うと、ずうっと頑張り続けるカップルもいらっしゃいます。そういった方の少しでも心の支えとなるように、保健課、また福祉課、町が一体となって支える環境を整えていただきたいと思います。最後に伺います。少子化が進む昨今です。少子化対策に向けた、また、今不妊治療の話を見せてもらいました。町長の考えを伺わせてください。

○議長（宮本裕之） 箕野町長。

○町長（箕野博司） 全国的に少子化が進行している中、本町の人口構造を見ますと、20歳代後半から30歳代の子育て世代の人口が少なく、出生数は減少してきております。特に、今年度の出生数は年間100人をかなり下回る状況であります。こうした少子化の背景には、先ほど来ありますが、結婚に対する意識変化による未婚の増加、女性の社会進出に伴う晩婚化、仕事と出産、子育ての両立の困難さ、就労形態の変化による経済的な不安定さなどなど、さまざまな要因が重なり合っていると考えております。この少子化対策は、子育て世代の就労環境、保育環境の整備、経済的支援の拡充など、多方面にわたる制度の充実が必要でありますし、前提として本人らの意思、考え方も大きく影響してきます。非常に難しい問題でもあるというふうに思っておりますが、そうした中ではありますけれども、先ほど来ありますけれども、不妊治療やネウボラ、子育てを夫婦が一緒になって共通の課題として取り組んでいくということが前提にならなければ難しいんじゃないかというふうに思っております。引き続き国の制度、町の独自施策を組み合わせながら、安心して子どもを生き育てやすいまちづくりに取り組み、あちこちで元気な子どもたちの声が聞こえるまちづくりを目指してまいりたいと考えております。

○議長（宮本裕之） 山形議員。

○8番（山形しのぶ） 不妊治療されていらっしゃる方は、少子化という言葉さえも辛く感じるものが大変多くあります。本当に子どもを生き育てるということは大変なことの一つでもあります。女性の生活環境、また仕事環境を整えるというものもありました。欲しい欲しいと思っても、いざ妊娠をしたら仕事と両立がうまくできないこと、そして出産年齢が高ければ高いほど、この子が成人を超えるとときの自分の年齢のことも考えていきます。妊娠をする喜び、妊娠をするまでのこと、本当に子育て時期というのは、また、生き育てる前の時期、段階であっても悩みは尽きません。その悩みの中でも、少しでも気持ちが楽になる、そして力となる支えを、北広島町が行っていただけることを切に願ひまして、私からの質問を結びといたします。

○議長（宮本裕之） これで、山形議員の質問を終わります。暫時休憩します。2時40分から再開します。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後 2時 31分 休憩

午後 2時 40分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（宮本裕之） 再開します。次に、4番、湊議員。

○4番（湊俊文） 4番、湊俊文です。通告をしております地方創生の課題について質問いたします。その前に、新型コロナウイルス感染防止対策において、政府の臨時休校の要請対応に終わった教育関係の皆様、お疲れさまでございました。子どもが一番大変であります。保護者、医療機関、商工関係の皆様も大変ですが、ここはしっかりと耐えていただきますよう、お願い申し上げます。さて、議会報告会で、地域の格差の意見が出されます。合併15周年に当たり、合併後の検証をすべきと考えます。現在、新しい事業については、公債費比率や財政緊縮で検

討や見直し、縮小での事業を遂行されております。議会報告会の声に応える意味でも、合併15周年を節目に合併検証委員会を設置し、北広島町新町建設計画を中心に合併後の事業実績、行政サービス等バランス感覚で検証し、合併検証報告書を作成すべきと考えます。その合併検証報告書を基に北広島町を俯瞰して、格差是正の視点も含め、事業の選択と集中の観点から、今後の事業指針とすべきと考えますが、お伺いをいたします。

○議長（宮本裕之） 総務課長。

○総務課長（畑田正法） 合併の検証ということでございますが、毎年度、新町建設計画の進捗状況は確認しておりますけれども、合併の検証という形はとっておりません。合併検証に限らず、財政状況や行政基盤の推移の検証は必要なことと考えています。これまで、行政改革大綱や財政推計、長期総合計画などの作成において、住民アンケートや外部委員などにより検証を行ってきているところでございます。これらの経緯の中で、将来に向けての事業計画を策定し、事業推進を行っているところでございます。いずれにしましても、常に事業検証等を行いながら、効率的で効果的な行政サービスの向上と行財政基盤の効率化を図ってまいります。

○議長（宮本裕之） 湊議員。

○4番（湊俊文） 事業の根拠として、北広島町を俯瞰的に見て、未来に向けた事業の選択と集中ということを考えれば、それなりの報告書というものがあるといいんではないかと思っております。北広島町の地方創生諸課題について質問をいたします。地方創生の総合戦略は、人口減少に歯止めをかけ、東京都市圏への過度な人口集中を是正することを目的に、国、地方自治体で取り組んできました。しかし、2015年から2019年の5年間の第1期地方創生、まち・ひと・しごと総合戦略での、前に述べました2つの目的と各基本目標の検証は、KPI数字的に見ても、決して達成とは言えないのが現状であります。さらに国は第1期の検証を深掘りして、さまざまな観点から分析し、継続は力なりという姿勢で、今年度から5年間、第2期地方創生の総合戦略の作成を地方自治体に指示しております。今後5年間、北広島町が取り組もうとしているSDGs、持続可能な重点項目と進捗状況についてお伺いをいたします。

○議長（宮本裕之） 企画課長。

○企画課長（砂田寿紀） 地方創生の総合戦略でございますが、議員ご質問のとおり、国におきましては、今年度末を目標年度といたしまして、第1期のまち・ひと・しごと創生総合戦略が展開されてまいりました。ご質問の中にもありましたけれども、東京都市圏一極集中、これが転入プラスマイナスゼロというようなことが目標にありましたが、これには歯止めはかからないような状況が現在も続いております。第2期の計画におきましては、昨年12月に閣議決定がされたところでございます。東京への一極集中是正に向けた取り組みといたしまして、地方への移住・定住に加え、関係人口の創出拡大、企業版ふるさと納税の拡充による地方移住のすそ野の拡大を、また、横断的な目標に基づく施策の推進といたしまして、多様な人材の活躍推進、新しい流れといたしましてSociety 5.0、SDGsの推進を掲げているところでございます。本町におきましても、来年度当初からの取り組みといたしまして、計画期間を令和2年度から6年度までの5年間といたします。第1期の方針を継続しつつ、新たな時代の流れといたしまして、Society 5.0、SDGsなどの推進を追加いたしました第2期計画を進めてまいります。

○議長（宮本裕之） 湊議員。

○4番（湊俊文） 答弁の中に、第2期総合戦略の目玉であります企業版ふるさと納税の税額控除

割引の引き上げを含んだ改正のポイントがございました。それについて少し伺いたいのと、また、今回の改正は、企業にとってメリットがあるのではないかと考えます。そのメリットを北広島町へ投じていただくよう要請をすべきだと考えます。そして、いただいた尊い寄附金をどのような目的に使用されるのか。2つお伺いをいたします。

○議長（宮本裕之） 企画課長。

○企画課長（砂田寿紀） 企業版のふるさと納税でございますけども、議員ご紹介のとおり、令和2年度の税制改正によりまして、地方創生のさらなる充実強化に向け、地方への資金の流れを飛躍的に高める観点から、提供期間を5年間といたしまして、企業版ふるさと納税の拡充、延長が決定されております。これは税額控除の割合を現行の2倍に引き上げ、税の軽減効果を最大約9割、現在上限約6割のところでございますが、9割まで引き上げるものでございます。町といたしましては、この税制改正を機に県内外の企業を視野に、総合戦略に掲げております、基本目標に基づく事業への賛同を得るよう広報活動を行ってまいっているところでございます。使途でございますが、先ほど申しました、総合戦略に掲げております基本目標に使わせていただく、ほぼの事業に充当できるのではないかと今考えております。ただ、重要なのは、どこに充てるかということではなく、企業との理念の共有ということを第一義としております。お金だけではなく、ノウハウなども提供していただいて、企業とともに、パートナーとなって企業版のふるさと納税を活用しながら、町のまちをつくっていくというふうに今考えております。

○議長（宮本裕之） 湊議員。

○4番（湊俊文） 企業版ふるさと納税、企業の理念に合ったというところでございます。この度の税制改正で、企業にとって社会貢献活動の一環として大きなメリットがあると思います。いただいた寄附金は、企業の理念に合ったというところを業者で話し合いながら活用していただきたいというふうに思います。町の執行部は、既に東京広島県人会をはじめ、京都などの近畿広島県人会の新春懇談会に出席されて、縁ある企業人に企業版ふるさと納税を利用した北広島町のSDGs、持続可能な取り組みについて、先ほど説明いただきました取り組みについて説明している姿を目にしております。インターネットは使わない、まさしく行動力のクラウドファンディングといっても過言ではないかと思っております。さらなるトップセールスをいただきたいと思ひまして、今後の意気込みをお伺いをいたします。

○議長（宮本裕之） 企画課長。

○企画課長（砂田寿紀） 議員ご紹介いただきましたとおり、既に主要施策をまとめた冊子を作成いたしまして、各広島県人会や企業への個別訪問等においてトップセールスを行っているところでございます。ふるさと納税は、第2期の北広島町総合戦略に掲げております各事業への財源というふうにする予定でございますが、先ほど申しましたとおり、寄附金の提供でなく、事業構想段階から連携をとり、人材やノウハウ等の共有を目指した公民連携のスキーム作りが取り組みの重要な部分と考えております。何より企業が、北広島町への寄附を非常に、企業のポイントとしてもとっていただくようなことが我々もできればと思っております。そのかすがいとなるのは、やはりSDGsだろうというふうに考えておりまして、今後、今、官民連携プラットフォームにも参加しておりますが、それらも有効に活用させていただきながら、その場におきましても、広島県の北広島町があるということは、企業の皆さんにも広く認知していただけるよう、事業展開をしていく予定でございます。

○議長（宮本裕之） 湊議員。

○4番（湊俊文） 物事はチャンスと言いますか、そういうのを逃してはならないと思いますので、この今の税制改正を糧に、特に足で稼ぐような町になっていただきたいというふうに思います。それにはやっぱりトップセールスというのを、期待をいたしております。次に、北広島町は地方創生として、広島県と同様にスポーツを核とした地域づくりを提唱しております。最近、スポーツコミッションという言葉を見聞きします。スポーツコミッションとは、スポーツを産業と捉え、スポーツを通じて地方を活性化し、地域振興を目的とする官民一体型の専門組織であります。スポーツに関するあらゆるイベント誘致や運営の支援、利用者ニーズに対しての相談窓口、情報発信やPR活動の役割を担うのであります。北広島町では、既に地域スポーツコミッション推進組織として、一般財団法人どんぐり財団がスポーツコミッションとして登録をされております。町としては、このスポーツコミッションを通して、地域づくりへどのような波及効果を期待しているのか、お伺いをいたします。

○議長（宮本裕之） 企画課長。

○企画課長（砂田寿紀） 現在展開をいたしております、スポーツをキーワードとした地方創生事業でございますが、全国的にもスポーツが社会にもたらす影響の大きさについて、非常に認知が進んでいる状況にあると思います。また、ご質問のとおり、スポーツコミッションにおきましても、国においては、第2期スポーツ基本計画におきまして、組織数の拡大や活動の活性化に向けた支援事業を現在展開している状況でございます。現在進めておりますスポーツをキーワードとした地方創生事業では、基本目標といたしまして、共生社会の実現、健康長寿社会の実現、地域の活性化、経済の活性化を掲げ、現在、戦略策定を進めておるところでございます。その中で、スポーツコミッションとしての具体的な役割というものは、これからの構築ということでございますが、スポーツを社会的効果のみにとどめるのではなく、経済的効果へと発展させるところにあると現在思っております。

○議長（宮本裕之） 湊議員。

○4番（湊俊文） スポーツと地域資源を融合させたまちづくりを目的としたスポーツコミッションであっていただきたいと思います。そして、スポーツによる関係人口が増えてほしいものがあります。次に、北広島町デジタルファースト宣言について質問をいたします。少子高齢化がいや応なしに進む中、生産性の向上を唱えつつも、民間住民の足を引っ張っているのが行政ではないでしょうか。行政手続では未だに紙が主流でございます。しかも自治体ごとにフォーマットが違うのであります。北広島町も業務にデジタル化を導入しようとしておりますので、SDGs、持続可能な自治体として、内閣府が推進している新しい言葉でございますが、デジタルファースト宣言を宣言していただきたい。デジタルファースト法案は、昨年5月に成立をしております。時流に取り残されないためにも、まずは北広島町が、デジタルファースト宣言をしていただきたいと思うのでございます。デジタルファースト宣言とは、人口減少、少子高齢化社会の行政課題脱却にAI、ICTの先端技術やデータ活用など、デジタルを駆使した働き方改革、行政サービス、業務改革や体制の見直しを目的に、デジタル化を推進する宣言でございます。広島広域都市圏で職員同志が意見交換するICT推進協議会が設置されようとしておりますが、北広島町デジタルファースト宣言をしていただき、SDGs、持続可能なまちづくり、一人ひとりが快適に暮らせる社会、第5期科学技術社会のSociety 5.0を目指すべきと考えておりますが、この視点についてお伺いをいたします。

○議長（宮本裕之） 総務課長。



○総務課長（畑田正法） デジタルファーストでございますが、これは行政手続のオンライン化により、原則電子申請に統一するというふうなものが、法の目的となっていると思っております。これは、A I、I C Tの先端技術を用いた取り組みとなると思っておりますので、北広島町単独での取り組みということではなくて、国の動向でありますとか近隣自治体との共同運用なども見据えて検討してまいりたいと思っております。また、行政のデジタル化でありますとか、S o c i e t y 5 . 0の理念に基づいての行政運営につきましては、全体的な考え方の中で、先ほども企画課長申し上げましたけども、そういう理念のもとに進めてまいりたいと思っております。

○議長（宮本裕之） 湊議員。

○4番（湊俊文） いろいろ調べますと、まだまだ町村単位で宣言している自治体は少のうございます。先取りして、北広島町デジタルファースト宣言をしていただきたいと思っております。次に、地方創生の目玉であります5 Gやローカル5 Gを利用したS o c i e t y 5 . 0を目指すということは、遠隔医療で健康寿命の延伸、社会コストの削減、スマート農業で超省力化、高品質な食品の増産、店舗管理の支援サービス等で日本社会が変わっていくことを意味しております。情報通信の技術革新は日々スピード化しており、変革しております。北広島町でも携帯からスマートフォンへ移行されている方が多くなっていると思っております。高速無線通信のスマートフォン、パソコンの有効活用は、若者たちや子育て支援層だけでなく、高齢者にとっても生活医療、介護等に寄与いたします。また、多種多様な分野で貢献していくはずでございます。現在、広島県には副知事をはじめ経産省、総務省からデジタル情報通信に詳しい有能な人材が出向しておられます。広島県の今年度の予算にもデジタルトランスフォーメーション、つまりI Tの浸透が人々の生活をあらゆる面でよりよい方向に変化させるという、デジタル化を推進しようというものでございます。先ほどから申しておりますように、北広島町も情報通信高度化、デジタル化に向けて、総務省、広島県の各部署と連携して推進するための協議を持たれるつもりはないか、お伺いをいたします。

○議長（宮本裕之） 総務課長。

○総務課長（畑田正法） 今後の情報通信の高速化、大容量化や5 Gの商用化等の流れの中で、本町におきましてもF T T H化による高速化を推進してまいりたいと考えております。この情報インフラ技術は日々高度化しておりますので、行政主導では困難なことが想定できるため、民間の能力を活用した運営を目指しているところでございます。その中で、国、県とも連携をとりながら、必要な人材の共有化なども当然に必要となってまいりますので、国、県ともしっかりと連携しながら、人材の確保に努めてまいりたいと思っております。

○議長（宮本裕之） 湊議員。

○4番（湊俊文） 先ほどのデジタルファースト宣言同様、北広島町が中山間地のデジタル化のモデル自治体となっていただきたいんです。広島県も総務省も北広島町が手を挙げるのを待っておると思っております。ぜひ進めていただきたいと思っております。午前中に同僚議員からも質問がありましたが、先ほど総務課長のほうからご答弁いただいたんでございますが、北広島町の情報通信高度化、デジタル化は、防災無線の終了と、開局当時は、最新で最良であったきたひろネットのC A T Vとのすみ分けはどうするのか、そろそろ結論を出すべきだと思います。5 Gを見越して、町は、まずは光ファイバーの整備をP F I、民間の資本を導入する形の民設民営化の運営を考えているようでございますが、公設ではなく、民設となれば、国の支援を受ける規制が焦点とはなりませんでしょうか。規制改革が必要となると考えております。元来、規制改革、規

制緩和は、国、政府、行政、政治家が行いますので、そこへの陳情も必要かと考えております。また、デジタル化を進めるに当たって、立ちはだかっているのが、我々地方政治家や地方自治体及び住民の技術革新への理解度の薄さではないかと思っております。私は、一時の環境変化に及び腰になるのではなく、行政が率先して、テクノロジーやデジタルの情報を発信し、技術革新で合理化が進めば明るい未来が開けるということを丁寧に説明をし、技術革新、デジタル推進で住民や起業家の人たちに活動を支援していくこともしなければならぬのではないかとこのように考えております。これらの視点についてお伺いをしてみます。

○議長（宮本裕之） 総務課長。

○総務課長（畑田正法） 本町行政のデジタル化ということにつきましては、特にきたひろネットの部分で、先ほど申し上げましたけども、情報通信の高度化の必要性は十分に認識しております。このことから、先ほど申し上げましたようにF T T H化による町内全域の情報基盤の整備を今検討しているところでございます。国におきましても、情報通信の高度化を推進しており、民間活力をしっかりと活用するというふうな方向も出しておりますので、それに対する補助等もあるというふうなことでございます。それらの補助金などを活用しながら整備を進めてまいりたいと考えております。

○議長（宮本裕之） 湊議員。

○4番（湊俊文） 北広島町の発展には、光ファイバーの整備と5Gを見越した推進、これはもう無視できないのではないかとこのように思っておりますので、ぜひ推進していくべきだというふうに思っております。次に、予算執行にもAIが活用できると考えております。予算執行後、どこに誰に予算を使ったのか、どの団体、どの企業に補助金が回ったのか。どのような効果があったのか。いわゆるコンビニのPOS、販売時点情報管理で管理ができるように、事業予算の投入がきちんとトレース、追跡できるのであります。事業予算が本当に必要な人たちにちゃんと届いているのかを検証、チェックすることが可能であると思えます。そうでないなら、期中であっても、このご時世、修正していくことが求められていると考えます。AI活用の視点についてお伺いをいたします。

○議長（宮本裕之） 総務課長。

○総務課長（畑田正法） 予算執行へのAIの活用ということでございます。予算執行についての追跡と言いますか、現状確認というものは大切でございますけども、まずは、予算の作成段階がまず一番だろうと思えます。そこをきちんと構築して、その後の追跡、検証というものが必要になってこようと思えます。それに対するAI活用でございますけども、AIにつきましては、この予算管理に限らず、その他の行政事務においてもいろいろ検討されているところでございます。本町におきましても、これらがどのように活用できるか研究中でございまして、効果が認められる業務、予算管理に限らず、できることから取り入れてまいりたいというふうに思っております。

○議長（宮本裕之） 湊議員。

○4番（湊俊文） AIの活用は、たまたま予算ということにピンポイントで当てましたけど、やっぱり追跡、トレースシステムというのは、やはり成果と課題を数値化することができると思うんです。やはり見える化、これが図られると思えますので、ぜひいろんな事業にAIを活用していただきたいというふうに思えます。次に、今回の地方創生での注目の、人口が急減する過疎地で働き手の確保に当たる事業協同組合の創設などを盛り込んだ特定地域づくり事業推進

法が可決成立しました。地域の農林水産業者や運送業者、介護事業者などが出資し、都道府県知事の認定を受けた特定地域づくり事業協同組合がUターン、I Jターン、来た若者らを担い手として雇用ができ、人手が足りない組合員事業者に対して、厚生労働省への届出のみで若者たちを人材派遣できるという、私から言えば、画期的なシステムであろうと思います。北広島町におきましても幅広い業種を取り込み、多くの分野で展開できるシステムではないかと思っております。北広島町としては推進すべき取り組みと考えますが、いかがでございましょうか。

○議長（宮本裕之） 総務課長。

○総務課長（畑田正法） 特定地域づくり事業につきましては、地域づくりの人材確保と活躍の推進を図り、地域経済の活性化を目指すものであるというふうに理解をしております。必要な人材が確保でき、必要とされる業種に、必要な時期に派遣できるシステムが構築できれば、有効な取り組みであると思っておりますけれども、必要な人材の需要と供給の、かなりのアンマッチも想定をされる課題も多い制度だと考えております。この事業がどうしたら有効な制度となり得るのか、状況も現況も調査しながら研究をさせていただきたいと思っております。

○議長（宮本裕之） 湊議員。

○4番（湊俊文） アンマッチは努力次第だと思います。この制度は、北広島町の活性化の起爆剤になると考えております。ぜひ取り組んでいただきたいというふうに思います。最後に、政府は、第32次地方制度調査会の答申を受け、現在の合併特例法案を2019年度末までの期限を、さらに延長する法案を今の通常国会に提出をいたします。また、過疎地域自立促進特別措置法は2021年3月末となっております。これについては、北広島町議会も失効に伴う新たな法律制度を求める意見書を国会に提出しております。これら2つの法律が延長及び新法が成立すれば、北広島町として、公債費比率は高くはなりますが、合併検証後、将来を見据えた事業に優先順位をつけて両方を活用することができます。そのための準備をしておくべきではないかと思いますが、いかがでございましょうか。

○議長（宮本裕之） 財政課長。

○財政課長（植田優香） 本町は合併以降、実質公債費比率の低減に向けて、投資的事業の平準化、事業費、起債発行額の抑制等を図っており、現在も継続して取り組んでおります。一方で、多様化する住民ニーズや社会環境の変化による、新たな施策展開などの財政需要が見込まれます。今後も財政推計による事業計画に基づき、必要性、緊急性、優先度を判断しながら、有利な起債を活用した事業を行っていく必要があると考えております。

○議長（宮本裕之） 湊議員。

○4番（湊俊文） ありがとうございます。一時の環境悪化に臆することなく、使用するときには、明るい未来が開ける事業に、この2つの法を有効に活用していただきたいというふうに思います。以上で、私の質問は終わります。

○議長（宮本裕之） これで、湊議員の質問を終わります。お諮りいたします。本日の会議は、この程度にとどめ、明日17日に延会したいと思います。これにご異議ありませんか。（異議なしの声あり）

○議長（宮本裕之） ご異議なしと認めます。よって、本日はこれで延会といたします。なお、明日の会議は午前10時から、本日に引き続き一般質問を行います。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後 3時 18分 延 会

~~~~~ ○ ~~~~~